

2025 年 1 月 14 日

報道関係者各位

日本証券業協会

パブリックコメントの募集について

本日付けで、下記の事項について別紙のとおりパブリックコメントを募集することといたしましたので、お知らせいたします。

記

○パブリックコメントの募集について

「書面交付のデジタル化対応に係る自主規制規則等の一部改正案について」

募集期間： 2025 年 1 月 14 日（火）から 2025 年 2 月 12 日（水）17:00 まで

所 管： 自主規制企画分科会、エクイティ分科会、公社債分科会、金融商品分科会

内 容： 令和 5 年 11 月 29 日公布「金融商品取引法等の一部を改正する法律」において、「顧客本位の業務運営の確保」の一環としてデジタルツールを活用した情報提供についての規定が整備されたこと（いわゆる法定書面における「書面交付の原則デジタル化」）を踏まえ、本協会自主規制規則において定められた顧客に対する書面交付等について、現行の「顧客から承諾を得た場合」に加えて、「顧客に対し必要事項を告知した場合」も電磁的方法による交付等を認めるとともに、上記法令等改正を受けた所要の整備を図るため、「書面の電磁的方法による提供等の取扱いに関する規則」等の一部改正を行うこととする。

パブリックコメントの募集方法

郵便又は協会ホームページ内専用フォームにより募集

郵便の場合：〒103-0027 東京都中央区日本橋 2-11-2

日本証券業協会自主規制企画部 あて

専用フォームの場合： <https://www.jsda.or.jp/contact/app/Contact.php?id=12>

○本件に関するお問い合わせ先：

<別紙 1～8 及び 27～29> 自主規制企画部 (TEL 03-6665-6769)

<別紙 9～17 及び 24（外国株式信用取引に関する部分に限る）>

エクイティ市場部 (TEL 03-6665-6770)

<別紙 18～26（別紙 24 については外国株式信用取引に関する部分を除く）>

公社債・金融商品部 (TEL 03-6665-6771)

以 上

書面交付のデジタル化対応に係る自主規制規則等の一部改正案について

令和 7 年 1 月 14 日
日 本 証 券 業 協 会

I. 趣旨

令和 5 年 11 月 29 日公布「金融商品取引法等の一部を改正する法律」において、「顧客本位の業務運営の確保」の一環としてデジタルツールを活用した情報提供についての規定が整備されたこと（いわゆる法定書面における「書面交付の原則デジタル化」）を踏まえ、本協会自主規制規則において定められた顧客に対する書面交付等について、現行の「顧客から承諾を得た場合」に加えて、「顧客に対し必要事項を告知した場合」も電磁的方法による交付等を認めるとともに、上記法令等改正を受けた所要の整備を図るため、「書面の電磁的方法による提供等の取扱いに関する規則」等の一部改正を行うこととする。

II. 骨子

1. 「書面の電磁的方法による提供等の取扱いに関する規則」の一部改正（別紙 1）

- (1) 電磁的方法による交付等について、本協会規則に基づき行う顧客への書面交付等が対象である旨を明文化する。（第 2 条第 1 項）
- (2) 電磁的方法による徴求等について、本協会規則に基づき行う顧客からの書面徴求等が対象である旨を明文化する。（第 4 条第 1 項、同項第 1 号イ及びロ）
- (3) 本協会自主規制規則において定める顧客への書面交付等及び顧客からの書面徴求等を電磁的方法により行う場合、顧客から承諾を得ること又は顧客に対し必要事項を告知することを、協会員において選択できることとする。（第 5 条第 1 項）
- (4) 顧客から承諾の撤回を受けた場合の対応について、現行第 6 条を削り、改正第 5 条第 2 項に移動することとする。（第 5 条第 2 項）

2. 「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」の一部改正（別紙 2）

- (1) 金融商品取引業等に関する内閣府令第 117 条第 1 項第 1 号が削除されたことに伴い、引用する法令の条文を変更する。（第 8 条第 1 項）
- (2) 電磁的方法による交付及び徴求の対象となる書面について、限定列挙していたものを包括的な規定に修正する。（第 29 項第 1 項及び第 2 項）
- (3) 規則第 23 条の 2 に規定する投資信託等のトータルリターンの通知について、電磁的方法により通知を行う場合の要件に「顧客に事前に告知する」場合を追加することとする。（別表 4. (2)）
- (4) 期限が経過した経過措置の規定を削る。（別表 4. (3)、5. (2) 及び 6. (2)）
- (5) その他所要の整備を行う。

3. 「有価証券の寄託の受入れ等に関する規則」の一部改正について（別紙 3）

- (1) 「契約締結時交付書面」を「契約締結時等交付書面」に修正する。
（第 4 章表題、第 9 条第 1 項、第 5 項第 1 号、第 13 条第 1 項及び第 2 項、旧第 20 条第

4項第1号)

- (2) 電磁的方法による書面に記載すべき事項の授受及び契約締結に係る規定を本規則の末尾で統合するため、関連する規定を削り、第7章を新設し、会員及び特別会員でそれぞれ別の規定となっていた電磁的方法による書面に記載すべき事項の授受及び契約締結に係る規定を統合したうえで、対象となる書面について限定列挙していたものを包括的な規定に修正する。(旧第14条、旧第15条、旧第18条及び新第18条)
- (3) その他所要の整備を行う。

4.『有価証券の寄託の受入れ等に関する規則』に関する細則の一部改正(別紙4)

- (1) 「契約締結時交付書面」を「契約締結時等交付書面」に修正する。
(第2条表題、同条第1号柱書、同号ロ、同条第2号柱書及び同号ロ)
- (2) 電磁的方法による徴求に係る規定を本規則の末尾に移動するため、現行の規定を削り、第5条を新設し、電磁的方法による徴求の対象となる書面について限定列挙していたものを包括的な規定に修正する。(旧第3条及び新第5条)
- (3) その他所要の整備を行う。

5.「偽造カード及び盗難カードによる不正な引出しからの顧客の保護等に関する規則」の一部改正(別紙5)

- 電磁的方法による契約締結の対象となる書面について限定列挙していたものを、包括的な規定に修正する。(第7条)

6.「商品関連市場デリバティブ取引等の自主規制規則の適用に関する規則」の一部改正(別紙6)

- 金融商品取引業等に関する内閣府令及び上記3.「有価証券の寄託の受入れ等に関する規則」の一部改正に伴う条ズレ対応等その他所要の整備を行う。
(第4条第3号及び第4号)

7.「協会の従業員に関する規則」の一部改正(別紙7)

- 今般の法令改正を受け、「所属協会員から顧客に交付するために預託された書類を遅滞なく当該顧客に交付しないこと」という禁止行為の対象に「当該書類に記載すべき事項を記録したデジタル媒体」を追加する。(第7条第13号)

8.「金融商品仲介業者に関する規則」の一部改正(別紙8)

- 今般の法令改正を受け、「所属する金融商品仲介業者又は所属協会員から顧客に交付するために預託された書類を遅滞なく当該顧客に交付しないこと」という禁止行為の対象に「当該書類に記載すべき事項を記録したデジタル媒体」を追加する。(第24条第13号)

9.「店頭有価証券に関する規則」の一部改正(別紙9)

- (1) 電磁的方法による交付及び徴求の対象となる書面について、限定列挙していたものを包括的な規定に修正する。(第17条)
- (2) その他所要の整備を行う。

10. 「店頭有価証券等の特定投資家に対する投資勧誘等に関する規則」の一部改正（別紙 10）

- (1) 電磁的方法による契約締結に係る規定を本規則の末尾で統合するため、関連する規定を修正したうえで、電磁的方法による交付及び徴求の対象となる書面について、限定列挙していたものを包括的な規定に修正する。
(第 4 条及び第 17 条)
- (2) その他所要の整備を行う。

11. 「株式投資型クラウドファンディング業務に関する規則」の一部改正（別紙 11）

- (1) 「契約締結前交付書面の交付」に関する規定を、「契約締結前の情報提供」に係る規定に修正する。
(第 10 条第 1 項及び第 11 条)
- (2) 電磁的方法による契約締結に係る規定を新設したうえで、電磁的方法による交付及び徴求の対象となる書面について、限定列挙していたものを包括的な規定に修正する。
(第 28 条)
- (3) その他所要の整備を行う。

12. 「株主コミュニティに関する規則」の一部改正（別紙 12）

- (1) 「契約締結前交付書面の交付」に関する規定を、「契約締結前の情報提供」に係る規定に修正する。
(第 10 条、第 15 条及び第 33 条第 1 項並びに第 3 項)
- (2) 電磁的方法による契約締結に係る規定を新設したうえで、電磁的方法による交付及び徴求の対象となる書面について、限定列挙していたものを包括的な規定に修正する。
(第 31 条)
- (3) その他所要の整備を行う。

13. 「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」の一部改正（別紙 13）

- (1) 電磁的方法による受入れに係る規定を本規則の末尾に移動するため、現行の規定を削り、第 20 条を新設し、電磁的方法による受入れの対象となる書面について限定列挙していたものを包括的な規定に修正する。
(第 6 条の 9 第 2 項及び第 20 条)
- (2) その他所要の整備を行う。

14. 「株式累積投資及び株式ミニ投資の取扱いに関する規則」の一部改正（別紙 14）

- 電磁的方法による交付に係る規定を本規則の末尾に移動するため、現行の規定を削り、第 19 条を新設し、電磁的方法による交付の対象となる書面について限定列挙していたものを包括的な規定に修正する。
(第 3 条第 4 項及び第 19 条)

15. 「株券等の貸借取引の取扱いに関する規則」の一部改正（別紙 15）

- (1) 電磁的方法による書面に記載すべき事項の授受及び契約締結に係る規定を本規則の末尾で統合するため、関連する規定を削り、第 18 条を新設し、対象となる書面について限定列挙していたものを包括的な規定に修正する。
(第 5 条第 9 項から第 11 項、第 6 条第 4 項及び第 5 項、第 18 条)

(2) その他所要の整備を行う。

16. 「協会員におけるプレ・ヒアリングの適正な取扱いに関する規則」の一部改正 (別紙 16)

(1) 電磁的方法による契約締結の対象となる書面について、限定列挙していたものを包括的な規定に修正する。 (第 12 条第 1 項)

(2) 電磁的方法による通知の対象となる書面について、通知対象者の属性に鑑みて「書面の電磁的方法による提供等の取扱いに関する規則」の対象から除外する。 (第 12 条第 3 項)

(3) その他所要の整備を行う。

17. 「仲介目的のブロックトレードの取扱いに関する規則」の一部改正 (別紙 17)

○ 電磁的方法による差入れ等の対象となる書面について、差入れ等の対象者の属性に鑑みて「書面の電磁的方法による提供等の取扱いに関する規則」の対象から除外する。 (第 5 条)

18. 「公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則」の一部改正 (別紙 18)

○ 電磁的方法による交付の対象となる書面について、限定列挙していたものを包括的な規定に修正する。 (第 21 条)

19. 「選択権付債券売買取引の取扱いに関する規則」の一部改正 (別紙 19)

○ 電磁的方法による書面に記載すべき事項の授受及び契約締結に係る規定を本規則の末尾で統合するため、関連する規定を削り、対象となる書面について限定列挙していたものを包括的な規定に修正する。 (第 29 条及び第 30 条)

20. 「債券等の条件付売買取引の取扱いに関する規則」の一部改正 (別紙 20)

○ 電磁的方法による書面に記載すべき事項の交付及び契約締結に係る規定を本規則の末尾で統合するため、関連する規定を削り、対象となる書面について限定列挙していたものを包括的な規定に修正する。 (第 16 条及び第 17 条)

21. 「債券等の着地取引の取扱いに関する規則」の一部改正 (別紙 21)

○ 電磁的方法による書面に記載すべき事項の交付及び契約締結に係る規定を本規則の末尾で統合するため、関連する規定を削り、対象となる書面について限定列挙していたものを包括的な規定に修正する。 (第 10 条及び第 11 条)

22. 「債券の空売り及び貸借取引の取扱いに関する規則」の一部改正 (別紙 22)

○ 電磁的方法による書面に記載すべき事項の交付及び契約締結に係る規定を本規則の末尾で統合するため、関連する規定を削り、対象となる書面について限定列挙していたものを包括的な規定に修正する。 (第 16 条及び第 17 条)

23. 「社債券の私募等の取扱い等に関する規則」の一部改正（別紙 23）

- 規則第 7 条第 2 項規定する情報提供を書面の送付以外の方法により行う場合の要件に「顧客に事前に告知する」場合を追加することとする。（別表 5 2.（2））

24. 「外国証券の取引に関する規則」の一部改正（別紙 24）

- (1) 「契約締結前交付書面の交付」に関する規定を、「契約締結前の情報提供」に係る規定に修正する。（第 6 条第 4 項）
- (2) 電磁的方法による交付及び徴求の対象となる書面について、限定列举していたものを包括的な規定に修正する。（第 48 条第 1 項及び第 3 項）
- (3) 電磁的方法による交付の対象となる書面について、通知対象者の属性に鑑みて「書面の電磁的方法による提供等の取扱いに関する規則」の対象から除外する。（第 48 条第 2 項）
- (4) その他所要の整備を行う。

25. 「海外証券先物取引等に関する規則」の一部改正（別紙 25）

- 電磁的方法による送付の対象となる書面について、限定列举していたものを包括的な規定に修正する。（第 26 条）

26. 「バイナリーオプション取引に関する規則」の一部改正（別紙 26）

- (1) 「契約締結前交付書面の交付」に関する規定を、「契約締結前の情報提供」に係る規定に修正する。（第 12 条）
- (2) 電磁的方法による交付及び徴求の対象となる書面について、限定列举していたものを包括的な規定に修正する。（第 18 条）
- (3) その他所要の整備を行う。

27. その他（別紙 27～29）

- 今般の法令改正等を受け、以下の各規則等について所要の整備を行う。
 - ・ 「金融サービス仲介業者を通じた有価証券の販売に関する規則」
 - ・ 『金融サービス仲介業者を通じた有価証券の販売に関する規則』に関する考え方」
 - ・ 『個人情報保護に関する指針』の解説」

Ⅲ. 施行の時期

この改正は、金融商品取引法等の一部を改正する法律（令和 5 年 11 月 29 日）附則第 1 条第 4 号に定める施行の日から施行する。

パブリックコメントの募集スケジュール等

（1） 募集期間及び提出方法

- ① 募集期間：2025 年 1 月 14 日（火）から 2025 年 2 月 12 日（水）17:00 まで（必着）

② 提出方法：郵便又は専用フォームにより下記までお寄せください。

郵送の場合：〒103-0027 東京都中央区日本橋 2-11-2

日本証券業協会 自主規制企画部 宛

専用フォームの場合：<https://www.jsda.or.jp/contact/app/Contact.php?id=12>

(2) 意見の記入要領

件名を「書面交付の原則デジタル化対応を踏まえた本協会自主規制規則等の一部改正に関する意見」とし、次の事項を御記入のうえ、御意見を御提出ください。

① 氏名

② 連絡先（電子メールアドレス、電話番号等）

③ 会社名（法人又は団体として御意見を提出される場合、その名称を御記入ください。）

④ 意見の該当箇所

⑤ 意見

⑥ 理由

○ 本件に関するお問い合わせ先

<Ⅱ. 1. ～ 8. 及び 27. > 自主規制企画部 (TEL 03-6665-6769)

<Ⅱ. 9. ～17 及び 24. (外国株式信用取引に関する部分に限る) >

エクイティ市場部 (TEL 03-6665-6770)

<Ⅱ. 18. ～. 26 (24. については外国株式信用取引に関する部分を除く) >

公社債・金融商品部 (TEL 03-6665-6771)

以 上

別紙 1

「書面の電磁的方法による提供等の取扱いに関する規則」の一部改正について（案）

令和 7 年 1 月 14 日

（下線部分変更）

改 正 案	現 行
（電磁的方法による交付等の方法） 第 2 条 協会員は、<u>本協会の規則に基づき</u> <u>行う顧客への書面の交付等に代えて、</u>当 該書面に記載すべき事項を電磁的方法で あつて次の各号に掲げるもの（別紙に掲 げる書面については、第 1 号ニに掲げる 方法を除く。）により提供することができる。 1・2 （ 現行どおり ） （電磁的方法による徴求等の方法） 第 4 条 協会員は、<u>本協会の規則に基づき</u> <u>行う顧客からの書面の徴求等に代えて、</u> 当該書面に記載すべき事項を電磁的方法 であつて次の各号に掲げるもの（協会員 がファイルへの記録を出力することによ り書面を作成することができるものに限 る。）により提供を受けることができる。 1 電子情報処理組織を使用する方法の うち次に掲げるもの イ <u>協会員等</u>の使用に係る電子計算機と 顧客等の使用に係る電子計算機とを 接続する電気通信回線を通じて送信し、 <u>協会員等</u>の使用に係る電子計算機に備え られたファイルに記録する方法 ロ <u>協会員等</u>の使用に係る電子計算機に 備えられたファイルに記録された書面に 記載すべき事項を電気通信回線を通じて 顧客の閲覧に供し、当該<u>協会員等</u>の使 用に係る電子計算機に備えられたファイ ルに当該書面に記載すべき事項を記録す る方法 2 （ 現行どおり ） （顧客の承諾等） 第 5 条 協会員は、書面に記載すべき事項 を電磁的方法により提供しようとするとき 又は提供を受けようとするときは、<u>次</u> <u>に掲げる要件のいずれかを満たすものと</u> <u>する。</u>	（電磁的方法による交付等の方法） 第 2 条 協会員は、書面の交付等に代えて 当該書面に記載すべき事項を電磁的方法 であつて次の各号に掲げるもの（別紙に 掲げる書面については、第 1 号ニに掲げ る方法を除く。）により提供することがで きる。 1・2 （ 省 略 ） （電磁的方法による徴求等の方法） 第 4 条 協会員は、書面の徴求等に代えて 当該書面に記載すべき事項を電磁的方法 であつて、次の各号に掲げるもの（協会員 がファイルへの記録を出力することによ り書面を作成することができるものに限 る。）<u>に従い行う</u>ことができる。 1 （ 同 左 ） イ <u>協会員</u>の使用に係る電子計算機と顧 客の使用に係る電子計算機とを接続す る電気通信回線を通じて送信し、<u>受信</u> <u>者の使用に係る電子計算機に備えられ</u> <u>たファイルに記録する方法</u> ロ <u>協会員</u>の使用に係る電子計算機に備 えられたファイルに記録された書面に 記載すべき事項を電気通信回線を通じ て顧客の閲覧に供し、当該<u>協会員</u>の使 用に係る電子計算機に備えられたファ イルに当該書面に記載すべき事項を記 録する方法 2 （ 省 略 ） （顧客の承諾） 第 5 条 協会員は、書面に記載すべき事項 を電磁的方法により提供しようとするとき 又は提供を受けようとするときは、<u>あ</u> <u>らかじめ、顧客に対し、その用いる電磁</u> <u>的方法について次に掲げる事項を示し、</u>

改 正 案	現 行
1 <u>あらかじめ、顧客に対し、次に掲げる事項を示し、本協会の規則に定める書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供すること又は提供を受けることについて、書面、当該協会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は第4条第2号に掲げる方法による承諾を得ること</u> イ <u>本協会の規則に定める書面に記載すべき事項を、第2条又は第4条に規定する電磁的方法により提供し又は提供を受ける旨</u> ロ <u>第2条又は第4条に掲げる方法のうち協会が使用するもの</u> ハ <u>ファイルへの記録の方式</u> 2 <u>あらかじめ、顧客に対し、次に掲げる事項を告知すること</u> イ <u>本協会の規則に定める書面に記載すべき事項を、第2条又は第4条に規定する電磁的方法により提供し又は提供を受ける旨</u> ロ <u>第2条又は第4条に掲げる方法のうち協会が使用するもの</u> ハ <u>ファイルへの記録の方式</u> ニ <u>当該協会に対し、当該顧客が当該書面の交付又は受入れを請求することができる旨</u> 2 <u>協会は、顧客から前項第1号の規定による承諾を得た場合であっても、当該顧客から、当該書面の交付又は受入れの請求があったときは、当該顧客に対し、当該書面を交付し又は受け入れなければならない。</u> 3 <u>協会は、顧客に対し第1項第2号の規定による告知を行った場合であっても、当該顧客から、同号ニに規定する請求があったときは、当該顧客に対し、当該書面を交付し又は受け入れなければならない。</u> (削 る) 【第5条第2項に移動】	<u>書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</u> 1 <u>第2条又は第4条に掲げる方法のうち協会が使用するもの</u> (新 設) (新 設) (新 設) 2 <u>ファイルへの記録の方式</u> (新 設) (新 設) (新 設) (新 設) (新 設) 【第6条から移動】 (新 設) (新 設) (承諾の撤回等) 第6条 <u>前条の規定による承諾を得た協会員は、書面又は電磁的方法により、当該顧客から、電磁的方法による提供を受けない又は行わない旨の申出があったとき</u>

改 正 案	現 行
付 則 この改正は、令和●年●月●日から施行する。	<u>は、当該顧客に対し、書面に記載すべき事項を電磁的方法によって提供すること又は提供を受けることはできない。ただし、当該顧客が再び前条の規定による承諾をした場合は、この限りでない。</u>

別紙 2

「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」の一部改正について（案）

令和 7 年 1 月 14 日

（下線部分変更）

改 正 案	現 行
（注意喚起文書の交付等） 第 6 条の 2 （ 現行どおり ） 2・3 （ 現行どおり ） 4 注意喚起文書を交付した日（この項の規定により注意喚起文書を交付したものとみなされた日を含む。）から 1 年以内に当該注意喚起文書に係る有価証券等と同種の内容の有価証券等（第 1 項第 1 号及び第 3 号に掲げるもの（第 1 号に掲げるものにあつては、定款第 3 条第 5 号に規定する店頭デリバティブ取引等であるものを除く。）に限る。）の販売に係る契約の締結を行った場合には、当該締結の日において注意喚起文書を交付したものとみなして、第 1 項ただし書きの規定を適用する。 （顧客からの確認書の徴求） 第 8 条 協会員は、顧客と新株予約権証券、新投資口予約権証券若しくはカバードワラントの売買その他の取引（顧客の計算による信用取引以外の売付けを除く。）又は有価証券関連デリバティブ取引等、特定店頭デリバティブ取引等若しくは商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等の契約を初めて締結しようとするときは、当該顧客が当該契約に係る<u>金商法第 37 条の 3 第 1 項の規定に基づき提供する金融商品取引行為についてのリスク、手数料等に係る情報の内容</u>を理解し、当該顧客の判断と責任において当該取引等を行う旨の確認を得るため、当該顧客から当該取引等に関する確認書を徴求するものとする。 2～5 （ 現行どおり ） （電磁的方法による書面の交付等） 第 29 条 協会員は、<u>本規則に定める顧客への書面の交付に代えて、「書面の電磁的方法による提供等の取扱いに関する規則」</u>	（注意喚起文書の交付等） 第 6 条の 2 （ 省 略 ） 2・3 （ 省 略 ） 4 注意喚起文書を交付した日（この項の規定により注意喚起文書を交付したものとみなされた日を含む。）から 1 年以内に当該注意喚起文書に係る有価証券等と同種の内容の有価証券等（第 1 項第 1 号及び第 3 号から第 5 号までに掲げるもの（第 1 号に掲げるものにあつては、定款第 3 条第 5 号に規定する店頭デリバティブ取引等であるものを除く。）に限る。）の販売に係る契約の締結を行った場合には、当該締結の日において注意喚起文書を交付したものとみなして、第 1 項ただし書きの規定を適用する。 （顧客からの確認書の徴求） 第 8 条 協会員は、顧客と新株予約権証券、新投資口予約権証券若しくはカバードワラントの売買その他の取引（顧客の計算による信用取引以外の売付けを除く。）又は有価証券関連デリバティブ取引等、特定店頭デリバティブ取引等若しくは商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等の契約を初めて締結しようとするときは、当該顧客が当該契約に係る<u>金商業等府令第 117 条第 1 項第 1 号イからニまでに掲げる書面（以下「契約締結前交付書面等」という。）に記載された金融商品取引行為についてのリスク、手数料等の内容</u>を理解し、当該顧客の判断と責任において当該取引等を行う旨の確認を得るため、当該顧客から当該取引等に関する確認書を徴求するものとする。 2～5 （ 省 略 ） （電磁的方法による書面の交付等） 第 29 条 協会員は、<u>第 6 条の 2 に規定する注意喚起文書の交付等に代えて、「書面の電磁的方法による提供等の取扱いに関する規則」</u>

改 正 案	現 行
(以下「書面電磁的提供等規則」という。)に定めるところにより、当該書面に記載すべき事項について、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。この場合において、当該協会員は、当該書面を交付したものとみなす。 2 協会員は、本規則に定める顧客からの書面の徴求に代えて、「書面電磁的提供等規則」に定めるところにより、当該書面に記載すべき事項について、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供を受けることができる。この場合において、当該協会員は、当該書面を徴求したものとみなす。 (別表) 第 23 条の 2 に規定する投資信託等のトータルリターンの通知について 4. 通知の方法 (1) トータルリターンの通知は、以下のいずれかの方法により行う。 ①書面の交付 ②ファクシミリ装置を用いた送信 ③電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律第 2 条第 1 号に規定する電子メールをいう。）を用いる送信 ④インターネットその他の電気通信回線を用いる送信 (2) 上記（1）②から④に定める方法によりトータルリターンを通知する場合、当該方法によりトータルリターンを通知することについて、顧客から事前の同意を得る又は顧客に事前に告知するものとする。 (削 除)	る規則」(以下「書面電磁的提供等規則」という。)第 2 条及び第 3 条に定めるところにより、当該注意喚起文書に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供をすることができる。この場合において、当該協会員は、当該注意喚起文書の交付等を行ったものとみなす。 2 協会員は、第 8 条に規定する確認書の徴求に代えて、「書面電磁的提供等規則」に定めるところにより、当該確認書に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供を受けることができる。この場合において、当該協会員は、当該確認書を徴求したものとみなす。 (別表) 第 23 条の 2 に規定する投資信託等のトータルリターンの通知について 4. 通知の方法 (1) (同 左) (2) 上記（1）②から④に定める方法によりトータルリターンを通知する場合、当該方法によりトータルリターンを通知することについて、顧客から事前の同意を得るものとする。ただし、既に他の交付書面について電磁的方法による提供の承諾を得ている顧客に対しては、同意に代えて、当該方法によりトータルリターンを通知することについて事前に通知を行うこともできる。 (3) 上記（1）にかかわらず、平成 29 年 11 月 30 日までは、顧客からのトータルリターンの照会に対し回答する方法によ

改 正 案	現 行
(3) 上記(1)④に定める方法に基づき顧客にトータルリターンを通知する場合、顧客が<u>当該方法</u>によりトータルリターンの通知を受けることができるようになるまで、当該方法によりトータルリターンの通知を受けることができる旨を書面により顧客に通知する。ただし、既に他の交付書面について電磁的方法による提供の承諾を得ている<u>又は告知を行っている顧客</u>に対しては、書面に代えて、当該方法により通知を行うこともできる。 5. 通知の頻度及び計算基準日 上記4.「通知の方法」(1)に定める方法によるトータルリターンの通知は、年1回以上行う。この場合において、トータルリターンの計算基準日は各協会員で定めることとし、当該計算基準日に顧客が保有している投資信託等のトータルリターンを当該顧客に通知する。 (削 除) 6. 通知の内容 (1) トータルリターンの通知には、以下の事項を含めるものとする。 ①投資信託等の名称 ②計算基準日 ③評価金額 ④累計受取分配金額及び累計売付金額 (両者の和である累計受取金額とすることもできる。) ⑤累計買付金額 ⑥トータルリターンの額 ⑦トータルリターンの計算式 ⑧<u>通知</u>された金額は、税額計算において使用できない旨 ⑨その他、協会員が必要と認める事項	<u>り、トータルリターンを通知することができる。この場合、トータルリターンの通知の方法は、口頭又は上記(1)①から④に定める方法のいずれでも差し支えない。</u> (4) 上記(1)④に定める方法<u>又は(3)</u>に基づき顧客にトータルリターンを通知する場合、顧客が<u>これら</u>の方法によりトータルリターンの通知を受けることができるようになるまで、<u>これら</u>の方法によりトータルリターンの通知を受けることができる旨を書面により顧客に通知する。ただし、既に他の交付書面について電磁的方法による提供の承諾を得ている顧客に対しては、書面に代えて、当該方法により通知を行うこともできる(下記6.「通知の内容」(2)に規定する通知において同じ。) <u>(1) 上記4.「通知の方法」(1)に定める方法によるトータルリターンの通知は、年1回以上行う。この場合において、トータルリターンの計算基準日は各協会員で定めることとし、当該計算基準日に顧客が保有している投資信託等のトータルリターンを当該顧客に通知する。</u> <u>(2) 上記4.「通知の方法」(3)に基づき通知する場合、トータルリターンを年1回以上計算し、直近に計算したトータルリターンを通知する。</u> 6. 通知の内容 (1) トータルリターンの通知には、以下の事項を含めるものとする。 ①投資信託等の名称 ②計算基準日 ③評価金額 ④累計受取分配金額及び累計売付金額 (両者の和である累計受取金額とすることもできる。) ⑤累計買付金額 ⑥トータルリターンの額 ⑦トータルリターンの計算式 ⑧<u>書面に記載</u>された金額は、税額計算において使用できない旨 ⑨その他、協会員が必要と認める事項

改 正 案	現 行
(削 る) (<u>2</u>) (現行どおり) 付 則 この改正は、令和●年●月●日から施行する。	(2) 上記(1)にかかわらず、上記4. <u>「通知の方法」(3)に基づき口頭により</u> <u>回答する場合において、顧客に上記</u> <u>(1) ⑦及び⑧を書面により事前に通知</u> <u>している場合には、上記(1) ①、②、</u> <u>⑥及び協会員が必要と認める事項につい</u> <u>て回答することができる。</u> (3) (省 略)

別紙 3

「有価証券の寄託の受入れ等に関する規則」の一部改正について（案）

令和 7 年 1 月 14 日

（下線部分変更）

改 正 案	現 行
第 4 章 照合通知書及び契約締結時等交付書面 （照合通知書による報告） 第 9 条 会員は、顧客に対する債権債務の残高について、次の各号に掲げる区分に従って、当該各号に定める頻度で、照合通知書により当該顧客に報告しなければならない。ただし、当該顧客が金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「金商業等府令」という。）第 98 条第 3 号イに規定する取引残高報告書（以下「取引残高報告書」という。）を定期的に交付（<u>取引残高報告書に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）により提供している場合を含む。以下同じ。）</u>）している顧客であり、当該取引残高報告書に次項各号に掲げる項目の記載がある場合にはこの限りでない。 1～3 （ 現行どおり ） 2～4 （ 現行どおり ） 5 会員は、第 2 項各号に掲げる事項のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているもの（<u>第 1 号に掲げる契約締結時等交付書面（金商業等府令第 98 条の 2 第 1 項第 1 号イに規定する契約締結時等交付書面をいう。以下同じ。）</u>）にあっては、同項第 2 号に基づき電磁的方法により提供された当該書面に記載すべき事項を含む。以下第 15 条第 6 項及び第 17 条第 4 項において同じ。）については、第 2 項の規定にかかわらず、照合通知書への記載を省略することができる。 1 個別のデリバティブ取引等（第 1 項第 2 号に掲げる取引をいう。以下本項において同じ。）に係る<u>契約締結時等交付書面</u>（顧客に交付又は電磁的方法により提供したものに限る。） 2 （ 現行どおり ）	第 4 章 照合通知書及び契約締結時交付書面 （照合通知書による報告） 第 9 条 会員は、顧客に対する債権債務の残高について、次の各号に掲げる区分に従って、当該各号に定める頻度で、照合通知書により当該顧客に報告しなければならない。ただし、当該顧客が金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「金商業等府令」という。）第 98 条第 1 項第 3 号イに規定する取引残高報告書（以下「取引残高報告書」という。）を定期的に交付している顧客であり、当該取引残高報告書に次項各号に掲げる項目の記載がある場合にはこの限りでない。 1～3 （ 省 略 ） 2～4 （ 省 略 ） 5 会員は、第 2 項各号に掲げる事項のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているものについては、第 2 項の規定にかかわらず、照合通知書への記載を省略することができる。 1 個別のデリバティブ取引等（第 1 項第 2 号に掲げる取引をいう。以下本項において同じ。）に係る<u>契約締結時交付書面</u>（<u>金商業等府令第 95 条第 1 項第 5 号に規定する契約締結時交付書面をいう。以下同じ。）</u>（顧客に交付したものに限る。） 2 （ 省 略 ）

改 正 案	現 行
(契約締結時等交付書面による報告) 第 13 条 第 11 条第 2 項の規定は顧客に交付又は電磁的方法により提供する<u>契約締結時等交付書面の作成について準用し、同条第 3 項及び第 4 項の規定は契約締結時等交付書面の交付について準用し、同条第 6 項の規定は契約締結時等交付書面の交付及び電磁的方法による提供について準用する。</u> 2 顧客が法人又はこれに準じる団体である場合において、会員の主管責任者又は主管責任者の承認を受けた従業員が<u>契約締結時等交付書面</u>を当該顧客の事務所に持参して直接交付したときは、これを郵送により交付したものとみなす。 3 前条第 3 項の規定は、顧客の有価証券の売買その他の取引、<u>有価証券関連デリバティブ取引、特定店頭デリバティブ取引及び商品関連市場デリバティブ取引に係る当該顧客からの照会の受付け並びにこれに対する回答について準用する。</u> (削 る) (削 る) 【第 18 条第 1 項に移動】 【第 18 条第 2 項に移動】	(契約締結時交付書面による報告) 第 13 条 第 11 条第 2 項、<u>第 3 項、第 4 項及び第 6 項の規定は、契約締結時交付書面の作成及び交付について準用する。</u> 2 顧客が法人又はこれに準じる団体である場合において、会員の主管責任者又は主管責任者の承認を受けた従業員が<u>契約締結時交付書面</u>を当該顧客の事務所に持参して直接交付したときは、これを郵送により交付したものとみなす。 3 前条第 3 項の規定は、顧客の有価証券の売買その他の取引<u>及び有価証券関連デリバティブ取引及び特定店頭デリバティブ取引及び商品関連市場デリバティブ取引に係る当該顧客からの照会の受付け</u>及びこれに対する回答について準用する。 第 5 章 書面の電磁的方法による交付等 (電磁的方法による交付等) 第 14 条 会員は、次に掲げる書面の交付等に代えて、「<u>書面の電磁的方法による提供等の取扱いに関する規則</u>」(以下「<u>書面電磁的提供等規則</u>」という。)に定めるところにより、当該書面に記載すべき事項について、<u>電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。この場合において当該会員は、当該書面の交付等を行ったものとみなす。</u> 1 第 8 条に規定する契約書 2 第 9 条第 1 項に規定する照合通知書 3 契約締結時交付書面 4 第 9 条第 5 項第 2 号に規定する契約書 2 会員は、次に掲げる書面の徴求等に代えて、<u>書面電磁的提供等規則に定めるところにより、当該書面に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供を受けることができる。この場合において当該会員は、当該書面の徴求等を行</u>

改 正 案	現 行
(削 る) 【第 18 条第 3 項に移動】 第 5 章 特別会員 (特別会員に対する準用) 第 14 条 第 2 条から第 6 条の 2 まで、第 8 条第 1 項及び第 10 条から第 13 条までの規定（第 11 条第 2 項なお書を除く。）は、特別会員についてそれぞれ準用する。この場合において、これらの規定中「会員」とあるのは「特別会員」と、第 2 条中「有価証券」とあるのは「登録金融機関業務に係る有価証券」と、第 3 条中「保護預り約款」とあるのは「登録金融機関業務に関する業務内容方法書に定める保護預り規程」と、第 10 条中「前条」とあるのは「<u>第 15 条</u>」と、第 11 条中「営業所又は事務所」とあるのは「登録金融機関業務を行う営業所又は事務所」と、第 12 条中「第 9 条」とあるのは「<u>第 15 条</u>」と、「特別会員又は金融商品仲介業者」とあるのは「金融商品仲介業者」とそれぞれ読み替えるものとする。 (照合通知書による報告) 第 15 条 (現行どおり) 2～5 (現行どおり) 6 特別会員は、第 2 項各号に掲げる事項のうち、次の各号に掲げる書面に記載されて	ったものとみなす。 <u>1 第 3 条第 3 項に規定する保護預り口座設定申込書</u> <u>2 第 7 条に規定する委任状</u> <u>3 第 11 条第 5 項及び細則に規定する照合通知書に対する回答書</u> (電磁的方法による契約) 第 15 条 会員は第 8 条に規定する消費寄託契約については、書面による契約に代えて、書面電磁的提供等規則に定めるところにより、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により締結することができる。この場合において、当該会員は、当該消費寄託契約を書面により締結したものとみなす。 第 6 章 特別会員 (特別会員に対する準用) 第 16 条 第 2 条から第 6 条の 2 まで、第 8 条第 1 項及び第 10 条から第 15 条までの規定（第 11 条第 2 項なお書を除く。）は、特別会員についてそれぞれ準用する。この場合において、これらの規定中「会員」とあるのは「特別会員」と、第 2 条中「有価証券」とあるのは「登録金融機関業務に係る有価証券」と、第 3 条中「保護預り約款」とあるのは「登録金融機関業務に関する業務内容方法書に定める保護預り規程」と、第 10 条中「前条」とあるのは「<u>第 17 条</u>」と、第 11 条中「営業所又は事務所」とあるのは「登録金融機関業務を行う営業所又は事務所」と、第 12 条中「第 9 条」とあるのは「<u>第 17 条</u>」と、「特別会員又は金融商品仲介業者」とあるのは「金融商品仲介業者」と、第 14 条中「<u>第 9 条第 1 項</u>」とあるのは「<u>第 17 条第 1 項</u>」と、「<u>第 9 条第 5 項第 2 号</u>」とあるのは「<u>第 17 条第 6 項第 2 号</u>」とそれぞれ読み替えるものとする。 (照合通知書による報告) 第 17 条 (省 略) 2～3 (省 略) 6 (同 左)

改 正 案	現 行
いるものについては、第2項の規定にかかわらず、照合通知書への記載を省略することができる。 1 個別のデリバティブ取引等(第1項第1号イ、ハ及びニに掲げる取引をいう。以下本項において同じ。)に係る<u>契約締結時等交付書面</u>(顧客に交付又は電磁的方法により提供したものに限る。) 2 (現行どおり) (削 る) 【第18条第1項に移動】 第6章 特定業務会員 (特定業務会員に対する準用) 第16条 第2条、第3条、第5条、第6条の2及び第10条から第13条までの規定(第11条第2項なお書を除く。)は、特定業務会員についてそれぞれ準用する。この場合において、これらの規定中「会員」とあるのは「特定業務会員」と、第2条中「有価証券」とあるのは「特定業務に係る有価証券」と同条第4号中「質権者である場合」とあるのは「質権者である場合(定款第5条第2号イ又はハに規定する業務のみを行う者に限る)」と、第10条中「前条」とあるのは「第17条」と、第11条中「営業所又は事務所」とあるのは「特定業務を行う営業所又は事務所」と、第12条中「第9条」とあるのは「第17条」とそれぞれ読み替えるものとする。 (照合通知書による報告) 第17条 (現行どおり)	1 個別のデリバティブ取引等(第1項第1号イ、ハ及びニに掲げる取引をいう。以下本項において同じ。)に係る<u>契約締結時交付書面</u>(顧客に交付したものに限る。) 2 (省 略) (電磁的方法による交付) 第18条 特別会員は、前条第3項に規定する書面の交付に代えて、書面電磁的提供等規則に定めるところにより、当該書面に記載すべき事項について、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。この場合において当該特別会員は、当該書面の交付を行ったものとみなす。 第7章 特定業務会員 (特定業務会員に対する準用) 第19条 第2条、第3条、第5条、第6条の2及び第10条から第14条までの規定(第11条第2項なお書並びに第14条第1項第1号及び同条第2項第2号を除く。)は、特定業務会員についてそれぞれ準用する。この場合において、これらの規定中「会員」とあるのは「特定業務会員」と、第2条中「有価証券」とあるのは「特定業務に係る有価証券」と同条第4号中「質権者である場合」とあるのは「質権者である場合(定款第5条第2号イ又はハに規定する業務のみを行う者に限る)」と、第10条中「前条」とあるのは「第20条」と、第11条中「営業所又は事務所」とあるのは「特定業務を行う営業所又は事務所」と、第12条中「第9条」とあるのは「第20条」と、第14条中「第9条第1項」とあるのは「第20条第1項」と、「第9条第5項第2号」とあるのは「第20条第4項第2号」とそれぞれ読み替えるものとする。 (照合通知書による報告) 第20条 特定業務会員は、次の各号に掲げ

改 正 案	現 行
2・3 (現行どおり) 4 特定業務会員は、第2項各号に掲げる事項のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているものについては、第2項の規定にかかわらず、照合通知書への記載を省略することができる。 1 特定業務に係る契約締結時等交付書面(顧客に交付又は電磁的方法により提供したものに限る。) 2 (現行どおり) 第7章 電磁的方法による交付、徴求及び契約締結 (電磁的方法による交付等) 第18条 協会員は、本規則に定める顧客への書面の交付等に代えて、「<u>書面の電磁的方法による提供等の取扱いに関する規則</u>」(以下「<u>書面電磁的提供等規則</u>」という。)に定めるところにより、当該書面に記載すべき事項について、電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該協会員は、当該書面の交付等を行ったものとみなす。 2 協会員は、本規則に定める顧客からの書面の徴求等に代えて、書面電磁的提供等規則に定めるところにより、当該書面に記載すべき事項について、電磁的方法により提供を受けることができる。この場合において、当該協会員は、当該書面の徴求等を行ったものとみなす。 3 協会員は、本規則に定める書面による契約の締結に代えて、当該契約を電磁的方法により締結することができる。この場合において、当該協会員は、当該書面による契約を締結したものとみなす。 4 前項の定めに基づき契約を締結した協会員は、顧客から当該契約の内容について照会があったときは、遅滞なく、当該顧客にその契約の内容を文書、口頭、電信又は	る区分に従い、当該各号に定める頻度で、照合通知書により当該顧客に報告しなければならない。ただし、当該顧客が取引残高報告書を定期的に交付している顧客であり、当該取引残高報告書に次項各号に掲げる項目の記載がある場合にはこの限りでない。 2・3 (省 略) 4 (同 左) 1 特定業務に係る契約締結時交付書面(顧客に交付したものに限る。) 2 (省 略) (新 設) (新 設) 【第14条第1項、旧第18条から移動】 【第14条第2項から移動】 【第15条から移動】

改 正 案	現 行
<u>電話、電磁的方法その他の方法により回答 しなければならない。</u> 付 則 この改正は、令和●年●月●日から施行する。	

別紙 4

『有価証券の寄託の受入れ等に関する規則』に関する細則の一部改正について（案）

令和 7 年 1 月 14 日

（下線部分変更）

改 正 案	現 行
（<u>照合通知書、契約締結時等交付書面の郵送以外の方法による交付</u>） 第2条 規則第 11 条第 4 項（規則第 13 条第 1 項において準用する場合を含む。）に規定する処理は、次の各号に掲げる場合の区分に従い、当該各号に定めるところによる。 1 照合通知書又は契約締結時等交付書面を直ちに顧客に交付できる状態にある場合において、これを店頭において当該顧客に直接交付するとき。 イ （ 現行どおり ） ロ <u>契約締結時等交付書面</u> 主管責任者又は主管責任者の承認を受けた従業員が顧客に交付すること。 2 顧客から照合通知書又は契約締結時等交付書面の交付方法について特に申出があった場合 イ （ 現行どおり ） ロ <u>契約締結時等交付書面</u> (1) イの(1)から(3)までの規定は、<u>契約締結時等交付書面</u>について準用する。 (2) <u>契約締結時等交付書面</u>の保管及び顧客への交付は、主管責任者が行うこと。 （ 削 る ） 【第 5 条に移動】 （<u>特別会員への準用</u>） 第3条 第 2 条の規定は、<u>特別会員について</u>準用する。この場合において、<u>同条中「会</u>	（<u>照合通知書、契約締結時交付書面の郵送以外の方法による交付</u>） 第2条 （ 同 左 ） 1 照合通知書又は契約締結時交付書面を直ちに顧客に交付できる状態にある場合において、これを店頭において当該顧客に直接交付するとき。 イ （ 省 略 ） ロ <u>契約締結時交付書面</u> （ 同 左 ） 2 顧客から照合通知書又は契約締結時交付書面の交付方法について特に申出があった場合 イ （ 省 略 ） ロ <u>契約締結時交付書面</u> (1) イの(1)から(3)までの規定は、<u>契約締結時交付書面</u>について準用する。 (2) <u>契約締結時交付書面</u>の保管及び顧客への交付は、主管責任者が行うこと。 （<u>電磁的方法による徴求</u>） 第3条 会員は、第 2 条第 2 号イ(1)の規定による<u>念書の徴求に代えて、「書面の電磁的方法による提供等の取扱いに関する規則」に定めるところにより、当該念書に記載すべき事項について、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供を受けることができる。この場合において当該会員は、当該念書の徴求を行ったものとみなす。</u> （<u>特別会員への準用</u>） 第4条 第 2 条及び第 3 条の規定は、<u>特別会員に準用する。この場合において、これら</u>

改 正 案	現 行
員」とあるのは「特別会員」と、「規則第11条」とあるのは「規則第14条において準用する第11条」とそれぞれ読み替えるものとする。 (特定業務会員への準用) 第4条 第2条の規定は、特定業務会員について準用する。この場合において、<u>同条中「会員」とあるのは「特定業務会員」と、「規則第11条」とあるのは「規則第16条において準用する第11条」とそれぞれ読み替えるものとする。</u> (電磁的方法による徴求) 第5条 <u>協会員は、本規則に定める顧客からの書面の徴求に代えて、「書面の電磁的方法による提供等の取扱いに関する規則」に定めるところにより、当該書面に記載すべき事項について、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供を受けることができる。この場合において、当該協会員は、当該書面を徴求したものとみなす。</u> 付 則 この改正は、令和●年●月●日から施行する。	<u>の規定中</u>「会員」とあるのは「特別会員」と、第2条中「規則第11条」とあるのは「規則<u>第16条</u>において準用する第11条」とそれぞれ読み替えるものとする。 (特定業務会員への準用) 第5条 第2条<u>及び</u>第3条の規定は、特定業務会員に準用する。この場合において、<u>これらの規定中</u>「会員」とあるのは「特定業務会員」と、<u>第2条中</u>「規則第11条」とあるのは「規則第19条において準用する第11条」とそれぞれ読み替えるものとする。 (新 設) 【第3条から移動】

別紙 5

「偽造カード及び盗難カードによる不正な引出しからの顧客の保護等に関する規則」の一部 改正について（案）

令和 7 年 1 月 14 日
（下線部分変更）

改 正 案	現 行
（電磁的方法による契約等） 第 7 条 会員等は、<u>本規則に定める書面による契約の締結に代えて、当該契約を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）により締結することができる。</u>この場合において、当該会員等は、<u>当該書面による契約を締結したものとみなす。</u> 2 前項の定めに基づき<u>契約を締結した</u>会員等は、顧客から当該契約の内容について照会があったときは、遅滞なく、当該顧客にその契約の内容を文書、口頭、電信又は電話、<u>電磁的方法</u>その他の方法により回答しなければならない。 付 則 この改正は、令和●年●月●日から施行する。	（電磁的方法による契約等） 第 7 条 会員等は、<u>第 3 条に定める書面による契約に代えて、当該書面による契約を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができる。</u>この場合において、当該会員等は、<u>当該書面による契約を行ったものとみなす。</u> 2 前項の定めに基づき<u>契約を行った</u>会員等は、顧客から当該契約の内容について照会があったときは、遅滞なく、当該顧客にその契約の内容を文書、口頭、電信又は電話、<u>電子情報処理組織を使用する方法</u>その他の方法により回答しなければならない。

別紙 6

「商品関連市場デリバティブ取引等の自主規制規則の適用に関する規則」の一部改正について（案）

令和 7 年 1 月 14 日
（下線部分変更）

改 正 案	現 行
（適用除外） 第 4 条 次の各号に掲げる自主規制規則の規定は、この規則の施行日から当該各号に掲げる日までの間、商先会員のうちこの規則の施行日において商品先物取引法第 190 条第 1 項の許可を受けている者（以下「特例商先会員」という。）には、適用しない。 1・2 （ 現行どおり ） 3 「有価証券の寄託の受入れ等に関する規則」<u>第 16 条</u>の規定のうち第 2 条、第 3 条、第 5 条及び第 6 条の 2 の準用 本協会が別に定める日 4 「有価証券の寄託の受入れ等に関する規則」<u>第 16 条</u>の規定のうち第 10 条から<u>第 13 条</u>までの読替及び<u>第 17 条</u> 金融商品取引業等に関する内閣府令 <u>第 98 条第 3 号イ</u>に定める取引残高報告書に記載すべき事項を顧客に初めて提供する日 5～7 （ 現行どおり ） 付 則 この改正は、令和●年●月●日から施行する。	（適用除外） 第 4 条 （ 同 左 ） 1・2 （ 省 略 ） 3 「有価証券の寄託の受入れ等に関する規則」<u>第 19 条</u>の規定のうち第 2 条、第 3 条、第 5 条及び第 6 条の 2 の準用 本協会が別に定める日 4 「有価証券の寄託の受入れ等に関する規則」<u>第 19 条</u>の規定のうち第 10 条から<u>第 14 条</u>までの読替及び<u>第 20 条</u> 金融商品取引業等に関する内閣府令 <u>第 98 条第 1 項第 3 号イ</u>に定める取引残高報告書を顧客に初めて交付する日 5～7 （ 省 略 ）

別紙 7

「協会の従業員に関する規則」の一部改正について（案）

令和 7 年 1 月 14 日

（下線部分変更）

改 正 案	現 行
（禁止行為） 第 7 条 協会員は、その従業員が金商法及び関係法令において金融商品取引業者の使用人の禁止行為として規定されている行為（登録金融機関の使用人に準用されているものを含む。）のほか、次の各号に掲げる行為を行うことのないようにしなければならない。 1～12 （ 現行どおり ） 13 所属協会員から顧客に交付するために預託された業務に関する<u>書類又は当該書類に記載すべき事項を記録した媒体</u>（特定業務会員にあっては特定業務に係るものに、特別会員にあっては登録金融機関業務に係るものに限る。）を遅滞なく、当該顧客に交付しないこと。 14～27 （ 現行どおり ） 付 則 この改正は、令和●年●月●日から施行する。	（禁止行為） 第 7 条 （ 同 左 ） 1～12 （ 省 略 ） 13 所属協会員から顧客に交付するために預託された業務に関する<u>書類</u>（特定業務会員にあっては特定業務に係るものに、特別会員にあっては登録金融機関業務に係るものに限る。）を遅滞なく、当該顧客に交付しないこと。 14～27 （ 省 略 ）

別紙 8

「金融商品仲介業者に関する規則」の一部改正について（案）

令和 7 年 1 月 14 日
（下線部分変更）

改 正 案	現 行
（禁止行為） 第 24 条 協会員は、個人金融商品仲介業者又は金融商品仲介業者の外務員が、次の各号に掲げる行為を行うことのないようにしなければならない。 1～12 （ 現行どおり ） 13 所属する金融商品仲介業者又は所属協会員から顧客に交付するために預託された金融商品仲介業に関する<u>書類又は当該書類に記載すべき事項を記録した媒体</u>を遅滞なく、当該顧客に交付しないこと。 14～19 （ 現行どおり ） 付 則 この改正は、令和●年●月●日から施行する。	（禁止行為） 第 24 条 （ 同 左 ） 1～12 （ 省 略 ） 13 所属する金融商品仲介業者又は所属協会員から顧客に交付するために預託された金融商品仲介業に関する<u>書類</u>を遅滞なく、当該顧客に交付しないこと。 14～19 （ 省 略 ）

別紙 9

「店頭有価証券に関する規則」の一部改正について（案）

令和 7 年 1 月 14 日

（下線部分変更）

改 正 案	現 行
第 2 章 投資勧誘の禁止とその特例 （企業価値評価等が可能な特定投資家に対する店頭有価証券の投資勧誘） 第 4 条の 2 協会員は、次の各号に掲げる取引を行う場合、特定投資家（金商法第 2 条第 31 項に規定する特定投資家（同法第 34 条の 2 第 5 項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第 34 条の 3 第 4 項（同法第 34 条の 4 第 6 項において準用する場合を含む。）の規定により特定投資家とみなされる者を含む。）をいう。以下同じ。）のうち、自らの責任において企業価値評価等を行う能力を有することを当該協会員が認めた者に対して、店頭有価証券に係る投資勧誘を行うことができる。 1～4 （ 現行どおり ） 2 協会員は、前項に基づく投資勧誘を行う場合には、顧客から次に掲げる事項について書面を徴求する方法により、表明及び確約を得なければならない。 1・2 （ 現行どおり ） 3・4 （ 現行どおり ） 第 4 章 雑 則 （電磁的方法による交付等） 第 17 条 協会員は、<u>本規則に定める顧客への書面の交付に代えて、「書面の電磁的方法による提供等の取扱いに関する規則」（以下「書面電磁的提供等規則」という。）に定めるところにより、当該書面に記載すべき事項について、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）により提供することができる。</u>この場合において、当該協会員は、当該書面を交付したものとみなす。 2 協会員は、<u>本規則に定める顧客からの</u>	第 2 章 投資勧誘の禁止とその特例 （企業価値評価等が可能な特定投資家に対する店頭有価証券の投資勧誘） 第 4 条の 2 （ 同 左 ） 1～4 （ 省 略 ） 2 協会員は、前項に基づく投資勧誘を行う場合には、顧客から次に掲げる事項について書面による表明及び確約を得なければならない。 1・2 （ 省 略 ） 3・4 （ 省 略 ） 第 4 章 雑 則 （電磁的方法による交付等） 第 17 条 協会員は、<u>第 7 条第 1 項に規定する証券情報等説明書の交付に代えて、「書面の電磁的方法による提供等の取扱いに関する規則」（以下「書面電磁的提供等規則」という。）に定めるところにより、当該証券情報等説明書に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。</u>この場合において、当該協会員は、当該証券情報等説明書を交付したものとみなす。 2 協会員は、<u>第 6 条第 5 項に規定する店</u>

改 正 案	現 行
書面の徴求に代えて、書面電磁的提供等規則に定めるところにより、当該書面に記載すべき事項について、電磁的方法により提供を受けることができる。この場合において、当該協会員は、当該書面を徴求したものとみなす。 (削 る) 付 則 この改正は、令和●年●月●日から施行する。	<u>店頭取扱有価証券の取引に関する確認書及び第7条第2項に規定する上場有価証券の発行会社が発行した店頭取扱有価証券の取引に関する確認書の徴求に代えて、書面電磁的提供等規則に定めるところにより、当該確認書に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供を受けることができる。この場合において、当該協会員は、当該確認書を徴求したものとみなす。</u> <u>3 協会員は、第4条の2第2項に規定する書面による表明及び確約を得ることに代えて、書面電磁的提供等規則に定めるところにより、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により表明及び確約を得ることができる。この場合において、当該協会員は、当該書面による表明及び確約を得たものとみなす。</u>

「店頭有価証券等の特定投資家に対する投資勧誘等に関する規則」の一部改正について
(案)

令和 7 年 1 月 14 日
(下 線 部 分 変 更)

改 正 案	現 行
第 2 章 店頭有価証券等の審査等 (発行者との反社会的勢力排除のための契約内容) 第 4 条 取扱協会員は、本規則に基づき顧客に対して店頭有価証券等の投資勧誘を行おうとする場合には、当該店頭有価証券等の発行者との間で、次の各号に掲げる事項について書面により契約を締結しなければならない。 1～3 (現行どおり) 第 3 章 特定証券情報及び発行者情報 (特定証券情報の提供又は公表) 第 6 条 取扱協会員は、店頭有価証券等に係る特定証券情報（ただし、金融商品取引法施行令（以下「金商法施行令」という。）第 14 条の 14 で定める場合にあっては、発行者情報又は発行者情報と同等の情報とする。以下同じ。）が投資勧誘の相手方に提供又は公表されている場合に限り、当該店頭有価証券等について第 8 条に基づく投資勧誘を行うことができる。 2 前項に規定する店頭有価証券等に係る特定証券情報の提供又は公表は、次の各号に掲げる方法のいずれかによるものとする。 1 発行者又は投資勧誘を行う取扱協会員が、当該投資勧誘を行う相手方に対して、当該投資勧誘を行う時までに書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）により提供する方法。 2 (現行どおり) 3～5 (現行どおり)	第 2 章 店頭有価証券等の審査等 (発行者との反社会的勢力排除のための契約内容) 第 4 条 取扱協会員は、本規則に基づき顧客に対して店頭有価証券等の投資勧誘を行おうとする場合には、当該店頭有価証券等の発行者との間で、次の各号に掲げる事項について書面又は電磁的記録により<u>契約書を作成する方法</u>により契約を締結しなければならない。 1～3 (省 略) 第 3 章 特定証券情報及び発行者情報 (特定証券情報の提供又は公表) 第 6 条 (同 左) 2 (同 左) 1 発行者又は投資勧誘を行う取扱協会員が、当該投資勧誘を行う相手方に対して、当該投資勧誘を行う時までに書面又は<u>電磁的方法</u>により提供する方法。 2 (省 略) 3～5 (省 略)

改 正 案	現 行
第 6 章 雑 則 (電磁的方法による交付等) 第 17 条 取扱協会員は、本規則に定める顧客への書面（第 6 条第 2 項第 1 号及び第 7 条第 2 項第 1 号に規定するものを除く。）の交付に代えて、「書面の電磁的方法による提供等の取扱いに関する規則」（以下「書面電磁的提供等規則」という。）に定めるところにより、当該書面に記載すべき事項について、電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該取扱協会員は、当該書面を交付したものとみなす。 2 取扱協会員は、本規則に定める顧客からの書面の徴求に代えて、書面電磁的提供等規則に定めるところにより、当該書面に記載すべき事項について、電磁的方法により提供を受けることができる。この場合において、当該取扱協会員は、当該書面を徴求したものとみなす。 3 取扱協会員は、本規則に定める書面による契約の締結に代えて、当該契約を電磁的方法により締結することができる。この場合において、当該取扱協会員は、当該書面による契約を締結したものとみなす。 4 前項の定めに基づき契約を締結した取扱協会員は、当該契約の当事者から当該契約の内容について照会があったときは、遅滞なく、当該顧客にその契約の内容を文書、口頭、電信又は電話、電磁的方法その他の方法により回答しなければならない。 付 則 この改正は、令和●年●月●日から施行する。	第 6 章 雑 則 (電磁的方法による交付等) 第 17 条 取扱協会員は、第 10 条及び第 11 条に規定する書面の交付に代えて、「書面の電磁的方法による提供等の取扱いに関する規則」（以下「書面電磁的提供等規則」という。）に定めるところにより、当該書面に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。この場合において、当該取扱協会員は、当該書面を交付したものとみなす。 2 取扱協会員は、第 10 条に規定する書面による確認書の徴求に代えて、書面電磁的提供等規則に定めるところにより、当該確認書に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供を受けることができる。この場合において、当該取扱協会員は、当該確認書を徴求したものとみなす。 （ 新 設 ） （ 新 設 ）

「株式投資型クラウドファンディング業務に関する規則」の一部改正について（案）

令和 7 年 1 月 14 日

（下線部分変更）

改 正 案	現 行
第 2 章 株式投資型クラウドファンディング業務 （発行者についての審査） 第 4 条 会員等は、株式投資型クラウドファンディング業務を行うに当たっては、店頭有価証券について、第 17 条の規定により当該会員等が策定した社内規則に従って、あらかじめ次の各号に掲げる事項について厳正に審査を行わなければならない。 1～9 （ 現行どおり ） 2・3 （ 現行どおり ） 4 第 1 項の審査を行った会員等は、当該審査の内容、当該審査の結果の判断に至る理由、当該審査の過程において把握した問題点等についての記録を作成し、書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）により、当該審査を終了した日から 10 年を経過する日までの間、これを保存しなければならない。 （契約締結前の情報の提供） 第 10 条 会員等は、株式投資型クラウドファンディング業務を行う場合には、顧客（特定投資家（金商法第 2 条第 31 項に規定する特定投資家（同法第 34 条の 2 第 5 項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第 34 条の 3 第 4 項（同法第 34 条の 4 第 6 項において準用する場合を含む。）の規定により特定投資家とみなされる者を含む。）をいう。）を除く。次条において同じ。）に対し、同法第 37 条の 3 第 1 項の規定に<u>基づき情報を提供</u>するときに、少なくとも、前条第 1 項各号（第 21 号を除く。以下この条において同じ。）に掲げる事項を含めて<u>情報を提供</u>するものとする。ただし、前条第 1 項各号に掲げる事項のうちに該	第 2 章 株式投資型クラウドファンディング業務 （発行者についての審査） 第 4 条 （ 同 左 ） 1～9 （ 省 略 ） 2・3 （ 省 略 ） 4 第 1 項の審査を行った会員等は、当該審査の内容、当該審査の結果の判断に至る理由、当該審査の過程において把握した問題点等についての記録を作成し、書面又は電磁的方法により、当該審査を終了した日から 10 年を経過する日までの間、これを保存しなければならない。 （契約締結前交付書面） 第 10 条 会員等は、株式投資型クラウドファンディング業務を行う場合には、顧客（特定投資家（金商法第 2 条第 31 項に規定する特定投資家（同法第 34 条の 2 第 5 項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第 34 条の 3 第 4 項（同法第 34 条の 4 第 6 項において準用する場合を含む。）の規定により特定投資家とみなされる者を含む。）をいう。）を除く。次条において同じ。）に対し、同法第 37 条の 3 第 1 項の規定に<u>より交付する契約締結前交付書面</u>に、少なくとも、前条第 1 項各号（第 21 号を除く。以下この条において同じ。）に掲げる事項を含めて<u>記載</u>するものとする。ただし、前条第 1 項各号に掲げる事項のうちに該

改 正 案	現 行
当しないものがある場合に限り、当該事項について、内容を変更して<u>提供</u>することができる。 2 前項の場合において、会員等は、前条第1項第4号から第11号まで、第14号及び第20号に掲げる事項については、金商業等府令第79条第5項に規定する措置と同様の措置を講じなければならない。 (確認書の徴求等) 第11条 会員等は、株式投資型クラウドファンディング業務による店頭有価証券の取得を初めて行う顧客から、<u>金商法第37条の3第1項の規定に基づき提供</u>する金融商品取引行為についてのリスク、手数料等の内容を理解し、当該顧客の判断及び責任において当該取得を行う旨の確認を得るため、あらかじめ、前条第1項に掲げる事項を含む所定の書面を作成するとともに当該顧客に交付し、株式投資型クラウドファンディング業務による店頭有価証券の取得に関する確認書を徴求しなければならない。	当しないものがある場合に限り、当該事項について、内容を変更して<u>記載</u>することができる。 2 前項の場合において、会員等は、前条第1項第4号から第11号まで、第14号及び第20号に掲げる事項については、金商業等府令第79条第2項に規定する措置と同様の措置を講じなければならない。 (確認書の徴求等) 第11条 会員等は、株式投資型クラウドファンディング業務による店頭有価証券の取得を初めて行う顧客から、<u>契約締結前交付書面に記載された金融商品取引行為</u>についてのリスク、手数料等の内容を理解し、当該顧客の判断及び責任において当該取得を行う旨の確認を得るため、あらかじめ、前条第1項に掲げる事項を含む所定の書面を作成するとともに当該顧客に交付し、株式投資型クラウドファンディング業務による店頭有価証券の取得に関する確認書を徴求しなければならない。
第 4 章 雑 則 (電磁的方法による交付等) 第28条 会員等は、<u>本規則に定める顧客への書面</u>の交付に代えて、「書面の電磁的方法による提供等の取扱いに関する規則」(以下「書面電磁的提供等規則」という。)に定めるところにより、当該書面に記載すべき事項について、<u>電磁的方法</u>により提供をすることができる。この場合において、当該会員等は、当該書面を交付したものとみなす。 2 会員等は、<u>本規則に定める顧客からの書面</u>の徴求に代えて、書面電磁的提供等規則に定めるところにより、当該書面に記載すべき事項について、<u>電磁的方法</u>により提供を受けることができる。この場合において、当該会員等は、当該書面を徴求したものとみなす。	第 4 章 雑 則 (電磁的方法による交付等) 第28条 会員等は、<u>第11条に規定する書面の交付に代えて、「書面の電磁的方法による提供等の取扱いに関する規則」</u>(以下「書面電磁的提供等規則」という。)に定めるところにより、当該書面に記載すべき事項について<u>電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法</u>により提供をすることができる。この場合において、当該会員等は、当該書面を交付したものとみなす。 2 会員等は、<u>第11条に規定する株式投資型クラウドファンディング業務による店頭有価証券の取得に関する確認書</u>の徴求に代えて、書面電磁的提供等規則に定めるところにより、当該確認書に記載すべき事項について<u>電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法</u>により提供を受けることができる。この場合において、当該会員等は、当該<u>確認書</u>を徴求したものとみなす。

改 正 案	現 行
<u>3 会員等は、本規則に定める書面による契約の締結に代えて、当該契約を電磁的方法により締結することができる。この場合において、当該会員等は当該書面による契約を締結したものとみなす。</u> <u>4 前項の定めに基づき契約を締結した会員等は、当該契約の当事者から当該契約の内容について照会があったときは、遅滞なく、当該顧客にその契約の内容を文書、口頭、電信又は電話、電磁的方法その他の方法により回答しなければならない。</u> 付 則 この改正は、令和●年●月●日から施行する。	（ 新 設 ） （ 新 設 ）

「株主コミュニティに関する規則」の一部改正について（案）

令和 7 年 1 月 14 日

（下線部分変更）

改 正 案	現 行
第 2 章 株主コミュニティの組成 （発行者についての審査） 第 5 条 運営会員は、株主コミュニティを組成しようとする店頭有価証券につき、第 25 条の規定により当該運営会員が策定した社内規則に従って、次の各号に掲げる事項について厳正に審査を行った結果、株主コミュニティ銘柄として適当と認められない場合は、当該店頭有価証券の株主コミュニティを組成してはならない。 1～6 （ 現行どおり ） 2 前項の審査を行った運営会員は、当該審査の内容、当該審査の結果の判断に至る理由、当該審査の過程において把握した問題点等についての記録を作成し、書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）により、当該審査を終了した日又は株主コミュニティを解散した日のうちいずれか遅い日から 5 年を経過する日までの間、これを保存しなければならない。 第 3 章 株主コミュニティへの参加・脱退 （確認書の徴求等） 第 10 条 運営会員は、当該運営会員が運営する株主コミュニティへ初めて参加する投資者（特定投資家を除く。）から、<u>金商法第 37 条の 3 第 1 項の規定に基づき提供する金融商品取引行為についてのリスク、手数料等の内容を理解し、当該投資者の判断と責任において株主コミュニティ銘柄の店頭取引を行う旨の確認を得るため、あらかじめ、第 15 条第 1 項各号に掲げる事項を含む所定の書面を作成するとともに当該投資者に交付し、これらについて十分に説明を行うとともに、株主</u>	第 2 章 株主コミュニティの組成 （発行者についての審査） 第 5 条 （ 同 左 ） 1～6 （ 省 略 ） 2 前項の審査を行った運営会員は、当該審査の内容、当該審査の結果の判断に至る理由、当該審査の過程において把握した問題点等についての記録を作成し、書面又は電磁的方法により、当該審査を終了した日又は株主コミュニティを解散した日のうちいずれか遅い日から 5 年を経過する日までの間、これを保存しなければならない。 第 3 章 株主コミュニティへの参加・脱退 （確認書の徴求等） 第 10 条 運営会員は、当該運営会員が運営する株主コミュニティへ初めて参加する投資者（特定投資家を除く。）から、<u>第 15 条第 1 項に掲げる書面に記載された金融商品取引行為についてのリスク、手数料等の内容を理解し、当該投資者の判断と責任において株主コミュニティ銘柄の店頭取引を行う旨の確認を得るため、あらかじめ、第 15 条第 1 項各号に掲げる事項を含む所定の書面を作成するとともに当該投資者に交付し、これらについて十分に説明を行うとともに、株主</u>コミュニ

改 正 案	現 行
コミュニティ銘柄の店頭取引に関する確認書を徴求しなければならない。 第 5 章 投資勧誘 (店頭取引についての参加者への説明及び契約締結前の情報の提供) 第 15 条 運営会員は、株主コミュニティ銘柄の店頭取引を行う参加者（特定投資家を除く。）に対し、金商法第 37 条の 3 第 1 項の規定に<u>基づき情報を提供するとき</u>に、少なくとも、次の各号に掲げる事項を含めて<u>情報を提供</u>の上、同条に定めるところにより<u>提供</u>し、これらについて十分に説明しなければならない。 1～17 (現行どおり) 2 (現行どおり) 第 8 章 雑 則 (電磁的方法による交付等) 第 31 条 運営会員は、<u>本規則に定める顧客への書面の交付に代えて、「書面の電磁的方法による提供等の取扱いに関する規則」</u>（以下「書面電磁的提供等規則」という。）に定めるところにより、当該書面に記載すべき事項について、<u>電磁的方法</u>により提供することができる。この場合において、当該運営会員は、当該書面を交付したものとみなす。 2 運営会員は、<u>本規則に定める顧客からの書面の徴求に代えて、書面電磁的提供等規則に定めるところにより、当該書面に記載すべき事項について、電磁的方法により提供を受けることができる。</u>この場合において、当該運営会員は、当該書面を徴求したものとみなす。 3 運営会員は、<u>本規則に定める書面による契約に代えて、当該契約を電磁的方法により締結することができる。</u>この場合において、当該運営会員は当該書面による<u>契約を締結したものとみなす。</u> 4 <u>前項の定めに基づき契約を締結した運</u>	ティ銘柄の店頭取引に関する確認書を徴求しなければならない。 第 5 章 投資勧誘 (店頭取引についての参加者への説明及び契約締結前交付書面の交付) 第 15 条 運営会員は、株主コミュニティ銘柄の店頭取引を行う参加者（特定投資家を除く。）に対し、金商法第 37 条の 3 第 1 項の規定により<u>交付する契約締結前交付書面に</u>、少なくとも、次の各号に掲げる事項を含めて<u>記載</u>の上、同条に定めるところにより<u>交付</u>し、これらについて十分に説明しなければならない。 1～17 (省 略) 2 (省 略) 第 8 章 雑 則 (電磁的方法による交付等) 第 31 条 運営会員は、<u>第 10 条に規定する書面の交付に代えて、「書面の電磁的方法による提供等の取扱いに関する規則」</u>（以下「書面電磁的提供等規則」という。）に定めるところにより、当該書面に記載すべき事項について<u>電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法</u>により提供することができる。この場合において、当該運営会員は、当該書面を交付したものとみなす。 2 運営会員は、<u>第 10 条に規定する株主コミュニティ銘柄の店頭取引に関する確認書の徴求に代えて、書面電磁的提供等規則に定めるところにより、当該確認書に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供を受けることができる。</u>この場合において、当該運営会員は、当該<u>確認書</u>を徴求したものとみなす。 (新 設) (新 設)

改 正 案	現 行
<u>営会員は、当該契約の当事者から当該契約の内容について照会があったときは、遅滞なく、当該顧客にその契約の内容を文書、口頭、電信又は電話、電磁的方法その他の方法により回答しなければならない。</u> 第 9 章 上場廃止銘柄の特例 (取次ぎ等会員に係る情報の提供等) 第 33 条 運営会員は、前条第 1 項第 1 号の承諾を行った場合、取次ぎ等会員に対して、次に掲げる情報を提供しなければならない。 1 運営会員が、当該株主コミュニティ銘柄の店頭取引を行う参加者（特定投資家を除く。）に対し、第 15 条第 1 項及び金商法第 37 条の 3 第 1 項の規定に<u>基づき提供している情報の内容（当該情報の内容を変更した場合はその内容）</u> 2・3 （ 現行どおり ） 2 （ 現行どおり ） 3 取次ぎ等会員は、当該株主コミュニティ銘柄の売付けを行う顧客に対し、第 1 号及び第 2 号に掲げる情報を提供したうえで、これらの情報について十分説明しなければならない（取次ぎ等会員による第 1 号に掲げる<u>情報の提供</u>及び説明については、第 15 条及び第 31 条の規定を準用する。この場合、第 15 条第 1 項本文及び第 31 条に掲げる「運営会員」は「取次ぎ等会員」、第 15 条第 1 項本文に掲げる「参加者」は「顧客」と読み替えるものとする。）。) 1 第 1 項第 1 号の規定により運営会員から取得した情報を含む<u>第 15 条第 1 項及び金商法第 37 条の 3 第 1 項の規定に基づき提供する情報</u> 2 （ 現行どおり ） 4・5 （ 現行どおり ） 付 則 この改正は、令和●年●月●日から施行する。	第 9 章 上場廃止銘柄の特例 (取次ぎ等会員に係る情報の提供等) 第 33 条 運営会員は、前条第 1 項第 1 号の承諾を行った場合、取次ぎ等会員に対して、次に掲げる情報を提供しなければならない。 1 運営会員が、当該株主コミュニティ銘柄の店頭取引を行う参加者（特定投資家を除く。）に対し、第 15 条第 1 項及び金商法第 37 条の 3 第 1 項の規定により<u>交付する契約締結前交付書面に記載している内容（当該書面の記載内容を変更した場合はその内容）</u> 2・3 （ 省 略 ） 2 （ 省 略 ） 3 取次ぎ等会員は、当該株主コミュニティ銘柄の売付けを行う顧客に対し、第 1 号に掲げる書面を交付し、かつ、第 2 号に掲げる情報を提供したうえで、これらの<u>書面及び情報</u>について十分説明しなければならない（取次ぎ等会員による第 1 号に掲げる<u>書面の交付</u>及び説明については、第 15 条及び第 31 条の規定を準用する。この場合、第 15 条第 1 項本文及び第 31 条に掲げる「運営会員」は「取次ぎ等会員」、第 15 条第 1 項本文に掲げる「参加者」は「顧客」と読み替えるものとする。）。) 1 第 1 項第 1 号の規定により運営会員から取得した情報を含む<u>契約締結前交付書面</u> 2 （ 省 略 ） 4・5 （ 省 略 ）

改 正 案	現 行

別紙 13

「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」の一部改正について（案）

令和 7 年 1 月 14 日

（下線部分変更）

改 正 案	現 行
第 3 章 売買の監理 （信用取引口座設定約諾書等の受入れ） 第 6 条の 9 会員は、顧客が PTS 信用取引に係る信用取引口座を設定しようとするときは、当該顧客から株式会社東京証券取引所が定める信用取引口座設定約諾書に加え、PTS 信用取引に係る合意書を受け入れるものとする。 （ 削 る ） 第 5 章 雑 則 （電磁的方法による受入れ） 第 20 条 会員は、本規則に定める顧客からの合意書の受入れに代えて、「<u>書面の電磁的方法による提供等の取扱いに関する規則</u>」に定めるところにより、当該合意書に記載すべき事項について、<u>電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供を受けることができる。この場合において、当該会員は、当該合意書を受け入れたものとみなす。</u> 付 則 この改正は、令和●年●月●日から施行する。	第 3 章 売買の監理 （信用取引口座設定約諾書等の受入れ） 第 6 条の 9 会員は、顧客が PTS 信用取引に係る信用取引口座を設定しようとするときは、当該顧客から株式会社東京証券取引所が定める信用取引口座設定約諾書（<u>当該顧客が所定事項を記載し、これに署名又は記名押印したものに限る。</u>）に加え、PTS 信用取引に係る合意書を受け入れるものとする。 2 <u>会員は、前項に規定する PTS 信用取引に係る合意書の差入れに代えて、「書面の電磁的方法による提供等の取扱いに関する規則」に定めるところにより、当該合意書に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により受け入れることができる。</u> 第 5 章 雑 則 （ 新 設 ）

別紙 14

「株式累積投資及び株式ミニ投資の取扱いに関する規則」の一部改正について（案）

令和 7 年 1 月 14 日

（下線部分変更）

改 正 案	現 行
第 1 章 総 則 （契約の締結） 第 3 条 会員は、顧客から株式累積投資又は株式ミニ投資の注文を受ける場合には、当該顧客と当該会員の定める株式累積投資に関する約款（以下「株式累積投資約款」という。）又は株式ミニ投資に関する約款（以下「株式ミニ投資約款」という。）に基づく取引契約を締結しなければならない。 2 会員は、前項の株式累積投資又は株式ミニ投資に関する契約を締結するときは、あらかじめ、当該顧客に対し株式累積投資約款又は株式ミニ投資約款を交付しなければならない。 3 （ 現行どおり ） （ 削 る ） 第 4 章 雑 則 （電磁的方法による交付） 第 19 条 会員は、本規則に定める顧客への書面の交付に代えて、「書面の電磁的方法による提供等の取扱いに関する規則」に定めるところにより、当該書面に記載すべき事項について、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。この場合において、当該会員は、当該書面を交付したものとみなす。	第 1 章 総 則 （契約の締結） 第 3 条 （ 同 左 ） 2 （ 同 左 ） 3 （ 省 略 ） 4 会員は、第 2 項の規定による株式累積投資約款及び株式ミニ投資約款の交付に代えて、「書面の電磁的方法による提供等の取扱いに関する規則」に定めるところにより、当該約款に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。この場合において、当該会員は、当該約款を交付したものとみなす。 第 4 章 雑 則 （ 新 設 ）

改 正 案	現 行
付 則 この改正は、令和●年●月●日から施行する。	

「株券等の貸借取引の取扱いに関する規則」の一部改正について（案）

令和 7 年 1 月 14 日

（下線部分変更）

改 正 案	現 行
（株券等貸借取引に関する説明及び確認） 第 4 条 会員は、<u>個人投資家等（取引相手方のうち特定投資家（金商法第 2 条第 31 項に規定する特定投資家（金商法第 34 条の 2 第 5 項の規定に基づき特定投資家以外の顧客とみなされる者を除く。）及び金商法第 34 条の 3 第 4 項（金商法第 34 条の 4 第 6 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき特定投資家とみなされる者をいう。以下同じ。）及びこれに相当する外国の法人その他の団体以外の者をいう。以下同じ。）から株券等を借り入れる場合は、あらかじめ当該個人投資家等に対し、次の各号に掲げる事項に関して説明しなければならない。</u> 1～4 （ 現行どおり ） 2 （ 現行どおり ） （株券等貸借取引契約の締結） 第 5 条 会員は、株券等貸借取引を開始するときは、あらかじめ取引相手方との間において、株券等貸借取引に関する基本契約書（以下「基本契約書」という。）を取り交わすとともに、当該契約書を整理及び保管しなければならない。 2 会員は、前項に規定する基本契約書に基づき、株券等を借り入れる場合は、その都度、取引相手方との間において、株券等貸借取引に関する基本契約書に係る個別取引契約書（以下「個別取引契約書」という。）を取り交わし、又は貸出者に対し、有価証券借用証書（以下「借用証書」という。）を差し入れなければならない。ただし、当該貸出者との間において株券等貸借取引に関する基本契約書に係る合意書（以下「合意書」という。）を取り交わした場合には、株券等貸借取引に関する基本契約書に係る個別取引明細書（以下「個別取引明細書」という。）の交付をもって、個別取引契約書に代えることができる。	（株券等貸借取引に関する説明及び確認） 第 4 条 会員は、<u>顧客（特定投資家（金商法第 2 条第 31 項に規定する特定投資家（金商法第 34 条の 2 第 5 項の規定に基づき特定投資家以外の顧客とみなされる者を除く。）及び金商法第 34 条の 3 第 4 項（金商法第 34 条の 4 第 6 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき特定投資家とみなされる者をいう。以下同じ。）及びこれに相当する外国の法人その他の団体を除く。以下「個人投資家等」という。）から株券等を借り入れる場合は、あらかじめ当該個人投資家等に対し、次の各号に掲げる事項に関して説明しなければならない。</u> 1～4 （ 省 略 ） 2 （ 省 略 ） （株券等貸借取引契約の締結） 第 5 条 （ 同 左 ） 2 （ 同 左 ）

改 正 案	現 行
3 会員は、第1項に規定する基本契約書に基づき、株券等を貸し付ける場合は、個別取引契約書を取り交わし、又は借入者から借用証書を受け入れなければならない。ただし、当該借入者との間において合意書を交換した場合には、個別取引明細書の交付をもって、個別取引契約書に代えることができる。 4～8 (現行どおり) (削 る) (削 る) (削 る) (担保金等の受入) 第6条 (現行どおり) 2 会員は、株券等貸借取引において借入者となる場合の担保金については、貸出	3 (同 左) 4～8 (省 略) 9 会員は、第2項及び第3項に規定する個別取引明細書の交付に代えて、「<u>書面の電磁的方法による提供等の取扱いに関する規則</u>」(以下「<u>書面電磁的提供等規則</u>」という。)に定めるところにより、<u>当該個別取引明細書に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。この場合において、当該会員は、当該個別取引明細書を交付したものとみなす。</u> 10 会員は、第1項から第3項に規定する基本取引契約書及び個別取引契約書(以下この条において「<u>契約書</u>」という。)の取り交わし、借用証書の差入れ及び受入れ並びに合意書の取り交わし(以下この条において「<u>契約書の取り交わし等</u>」という。)に代えて、<u>当該契約書の取り交わし等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法で行うことができる。この場合において、当該会員は、当該契約書の取り交わし等を書面により行ったものとみなす。</u> 11 <u>前項の規定に基づき契約書の取り交わし等を行った会員は、取引相手方から契約書、借用証書又は合意書の内容について照会があったときは、遅滞なく、当該取引相手方にその契約書、借用証書又は合意書の内容を文書、口頭、電信又は電話、電子情報処理組織を使用する方法その他の方法により回答しなければならない。</u> (担保金等の受入) 第6条 (省 略) 2 (同 左)

改 正 案	現 行
者との合意のもとに決定するものとする。ただし、貸出者が個人投資家等である場合は、当該個人投資家等から担保の差入れを必要としない旨の確認をあらかじめ又は同時に書面で得た場合を除き、担保（担保の差入れと同様の効果を有するものを含む。）を差入れなければならない。また、無担保で取引を行う際は、貸出者の属性を問わず、会員は貸出者に対して、当該無担保での取引に伴うリスクに関する事項について十分説明しなければならない。 3 (現行どおり) (削 る) (削 る) (電磁的方法による交付等) 第 18 条 <u>会員は、本規則に定める取引相手方への書面の交付に代えて、「書面の電磁的方法による提供等の取扱いに関する規則」（以下「書面電磁的提供等規則」という。）に定めるところにより、当該書面に記載すべき事項について、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）により提供することができる。ただし、書面電磁的提</u>	(省 略) 4 <u>会員は、第 2 項の規定による個人投資家等から担保の差入れを必要としない旨の書面（以下「株券等貸借取引無担保確認書」という。）の徴求に代えて、「書面電磁的提供等規則」に定めるところにより、株券等貸借取引無担保確認書に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供を受けることができる。この場合において、当該会員は、当該確認書の取り交わし等を書面により行ったものとみなす。</u> 5 <u>前項の規定に基づき株券等貸借取引無担保確認書の取り交わし等を行った会員は、取引相手方である個人投資家等から株券等貸借取引無担保確認書の内容について照会があったときは、遅滞なく、当該取引相手方である個人投資家等に株券等貸借取引無担保確認書の内容を文書、口頭、電信又は電話、電子情報処理組織を使用する方法その他の方法により回答しなければならない。</u> (新 設)

別紙 16

「協会員におけるプレ・ヒアリングの適正な取扱いに関する規則」の一部改正について（案）

令和 7 年 1 月 14 日

（下線部分変更）

改 正 案	現 行
（調査対象者等との契約） 第 4 条 協会員は、プレ・ヒアリングを行おうとする場合は、当該プレ・ヒアリング対象者又は委託してプレ・ヒアリングを行わせる当該委託先である海外関連会社に属する者若しくは海外関連会社に属していない者（以下「調査対象者等」という。）との間で、次の各号に掲げる内容を説明し理解を得た上で、当該内容を含む契約を締結しなければならない。 1～3 （ 現行どおり ） 2 前項の契約は、プレ・ヒアリングの都度、あらかじめ書面により締結するものとする。ただし、プレ・ヒアリングを行う都度、当該契約内容を当該調査対象者等に確認することを条件として、包括的に契約することができる。 3 第 1 項の契約は、当該プレ・ヒアリングの実態に鑑み、あらかじめ書面による契約が困難な場合には、前項の定めるところにかかわらず、当該調査対象者等に第 1 項各号に掲げる内容について説明するとともに書面以外の方法で契約し、おって当該契約内容を書面により当該調査対象者等に通知する方法その他当該協会員が社内規則に定める合理的な方法とすることができる。 （海外関連会社等の内部管理体制に関する措置） 第 5 条 協会員は、海外関連会社に属する者にプレ・ヒアリングを委託する場合には、次の各号に掲げるいずれかの措置を講ずるものとする。 1 協会員は、当該海外関連会社に属する者との間で、次に掲げる内容を含む契約を前条第 2 項又は第 3 項に準じて締結すること。 イ～ホ （ 現行どおり ） 2 （ 現行どおり ） 2 協会員は、第 3 条第 2 号に定める海外	（調査対象者等との契約） 第 4 条 （ 同 左 ） 1～3 （ 省 略 ） 2 （ 同 左 ） 3 （ 同 左 ） （海外関連会社等の内部管理体制に関する措置） 第 5 条 （ 同 左 ） 1 （ 同 左 ） イ～ホ （ 省 略 ） 2 （ 省 略 ） 2 （ 同 左 ）

改 正 案	現 行
関連会社に属していない者を委託先に選定する場合には、当該協会の社内規則に定めるところにより、当該者に対し前項に相当する措置を講ずるものとする。 （電磁的方法による契約等） 第 12 条 協会は、<u>本規則に定める書面による契約の締結に代えて、当該契約を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）により締結することができる。</u>この場合において、当該協会は、<u>当該書面による契約を締結したもの</u>とみなす。 2 前項の定めに基づき契約を締結した協会は、調査対象者等から当該契約の内容について照会があったときは、遅滞なく、当該調査対象者等にその契約の内容を文書、口頭、電信又は電話、<u>電磁的方法</u>その他の方法により回答しなければならない。 3 協会は、<u>本規則に定める調査対象者等への書面による通知に代えて、当該書面に記載すべき事項について、電磁的方法により提供することができる。</u>この場合において、当該協会は、当該書面により通知したものとみなす。 付 則 この改正は、令和●年●月●日から施行する。	（電磁的方法による契約等） 第 12 条 協会は、<u>第 4 条及び第 5 条第 1 項第 1 号及び第 2 項に基づき書面により契約を締結する場合には、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法で行うことができるものとする。</u>この場合において、当該協会は、<u>書面により契約を締結したもの</u>とみなす。 2 前項の定めに基づき契約を締結した協会は、調査対象者等から当該契約内容について照会があった場合は、遅滞なく、当該調査対象者等にその契約内容を文書、口頭、電信又は電話、<u>電子情報処理組織を使用する方法その他の方法により回答しなければならない。</u> 3 協会は、<u>第 4 条第 3 項に規定する書面による通知に代えて、「書面の電磁的方法による提供等の取扱いに関する規則」に定めるところにより、当該書面に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。</u>この場合において、当該協会は、当該書面により通知したものとみなす。

別紙 17

「仲介目的のブロックトレードの取扱いに関する規則」の一部改正について（案）

令和 7 年 1 月 14 日
（下線部分変更）

改 正 案	現 行
（書面の差入れ等） 第 3 条 会員は、仲介目的のブロックトレードを行う場合は、金融商品取引業等に関する内閣府令第 123 条第 1 項第 27 号イの規定により約したことを証した書面を、仲介目的のブロックトレードにおいて買い集める株券等の売主に対して差入れ、又は当該株券等の売主との間で取り交わさなければならない。 （電磁的方法による書面の差入れ等） 第 5 条 会員は、本規則に定める書面の差入れ又は取り交わし（以下「<u>差入れ等</u>」という。）に代えて、当該書面に記載すべき事項について、<u>電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により差入れ等を行うことができる。</u>この場合において、当該会員は、当該書面の<u>差入れ等</u>を行ったものとみなす。 付 則 この改正は、令和●年●月●日から施行する。	（書面の差入れ等） 第 3 条 （ 同 左 ） （電磁的方法による書面の交付） 第 5 条 会員は、第 3 条に規定する書面の差入れに代えて、<u>「書面の電磁的方法による提供等の取扱いに関する規則」に定めるところにより、当該書面に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供をすることができる。</u>この場合において、当該会員は、当該書面の差入れを行ったものとみなす。

別紙 18

「公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則」の一部改正について（案）

令和 7 年 1 月 14 日

（下線部分変更）

改 正 案	現 行
（電磁的方法による交付） 第 21 条 協会員は、<u>本規則に定める顧客への書面の交付に代えて、「書面の電磁的方法による提供等の取扱いに関する規則」に定めるところにより、当該書面に記載すべき事項について、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。この場合において、当該協会員は、当該書面を交付したものとみなす。</u> （ 削 る ） （ 削 る ） 付 則 この改正は、令和●年●月●日から施行する。	（電磁的方法による交付） 第 21 条 協会員は、<u>次に掲げる書面の交付に代えて、「書面の電磁的方法による提供等の取扱いに関する規則」に定めるところにより、当該書面に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。この場合において、当該協会員は、当該書面を交付したものとみなす。</u> 1 <u>第 12 条第 4 項に規定する取引価格の算定方法等の概要について説明した書面</u> 2 <u>第 15 条第 1 項に規定する取引所金融商品市場における取引と店頭取引との相違点について説明した書面</u>

「選択権付債券売買取引の取扱いに関する規則」の一部改正について（案）

令和 7 年 1 月 14 日

（下線部分変更）

改 正 案	現 行
（電磁的方法による交付等） 第 29 条 協会員は、<u>本規則に定める取引相手方への書面の交付に代えて、当該書面に記載すべき事項について、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）により提供することができる。ただし、顧客への書面の交付を電磁的方法により行う場合には、「書面の電磁的方法による提供等の取扱いに関する規則」（以下「書面電磁的提供等規則」という。）に定めるところにより行うものとする。</u> （ 削 る ） （ 削 る ） （ 削 る ） （ 削 る ） （ 削 る ） 2 協会員は、<u>本規則に定める取引相手方からの書面の徴求に代えて、当該書面に記載すべき事項について、電磁的方法により提供を受けることができる。ただし、顧客からの書面の徴求を電磁的方法により行う場合には、書面電磁的提供等規則に定めるところにより行うものとする。</u> 3 <u>前 2 項に掲げる場合において、当該協会員は、当該書面を交付又は徴求したものとみなす。</u> 4 協会員は、<u>本規則に定める書面による契約の締結に代えて、当該契約を電磁的方法により締結することができる。この場合において、当該協会員は、当該書面による契約を締結したものとみなす。</u> 5 <u>前項の定めに基づき契約を締結した協会員は、取引相手方から当該契約の内容について照会があったときは、遅滞な</u>	（電磁的方法による交付等） 第 29 条 協会員は、<u>次に掲げる書面の交付に代えて、「書面の電磁的方法による提供等の取扱いに関する規則」（以下「書面電磁的提供等規則」という。）に定めるところにより、当該書面に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。この場合において、当該協会員は、当該書面を交付したものとみなす。</u> 1 <u>第 6 条第 2 項に定める個別取引明細書</u> 2 <u>第 10 条に定める選択権料の受領書</u> 3 <u>第 11 条第 3 項に定める「選択権付債券売買取引権利行使明細書」</u> 4 <u>第 12 条第 2 項 に定める「選択権付債券売買取引相殺明細書」</u> 5 <u>第 22 条第 1 項に定める説明書</u> 2 協会員は、<u>第 22 条第 2 項に定める選択権付債券売買取引に関する確認書の徴求に代えて、書面電磁的提供等規則に定めるところにより、当該書面に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供を受けることができる。この場合において、当該協会員は、当該確認書を徴求したものとみなす。</u> （ 新 設 ） （ 新 設 ） 【第 30 条第 1 項から移動】 （ 新 設 ） 【第 30 条第 2 項から移動】

改 正 案	現 行
く、当該取引相手方にその契約の内容を 文書、口頭、電信又は電話、電磁的方法 その他の方法により回答しなければならない。 (削 除) 【第 29 条第 4 項に移動】 (削 除) 【第 29 条第 5 項に移動】 付 則 この改正は、令和●年●月●日から施行 する。	(電磁的方法による契約等) 第 30 条 協会員は、次に掲げる契約書等に ついて、書面による契約の締結又は交換 (以下「書面による契約の締結等」とい う。)に代えて、当該書面による契約の締 結等を電子情報処理組織を使用する方法 その他の情報通信の技術を利用する方法 で行うことができる。この場合におい て、当該協会員は、当該書面による契約 の締結等を行ったものとみなす。 1 第 6 条第 1 項に定める「選択権付債 券売買取引に関する基本契約書」 2 第 6 条第 2 項に定める個別取引契約 書 3 第 6 条第 2 項に定める合意書 4 第 11 条第 3 項に定める「選択権付債 券売買取引権利行使確認書」 5 第 12 条第 2 項に定める「選択権付債 券売買取引相殺確認書」 2 前項の定めに基づき契約の締結等を行 った協会員は、取引相手方から当該契約 等の内容について照会があったときは、 遅滞なく、当該取引相手方にその契約等 の内容を文書、口頭、電信又は電話、電 子情報処理組織を使用する方法その他の 方法により回答しなければならない。

「債券等の条件付売買取引の取扱いに関する規則」の一部改正について（案）

令和 7 年 1 月 14 日

（下線部分変更）

改 正 案	現 行
（電磁的方法による交付等） 第 16 条 協会員は、<u>本規則に定める顧客への書面の交付に代えて、「書面の電磁的方法による提供等の取扱いに関する規則」に定めるところにより、当該書面に記載すべき事項について、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）により提供することができる。</u>この場合において、当該協会員は、当該書面を交付したものとみなす。 （ 削 る ） （ 削 る ） （ 削 る ） （ 削 る ） 2 <u>協会員は、本規則に定める書面による契約の締結に代えて、当該契約を電磁的方法により締結することができる。この場合において、当該協会員は、当該書面による契約を締結したものとみなす。</u> 3 <u>前項の定めに基づき契約を締結した協会員は、顧客から当該契約の内容について照会があったときは、遅滞なく、当該顧客にその契約の内容を文書、口頭、電信又は電話、電磁的方法その他の方法により回答しなければならない。</u> （ 削 る ） 【第 16 条第 2 項に移動】 （ 削 る ）	（電磁的方法による交付） 第 16 条 協会員は、<u>次に掲げる書面の交付に代えて、「書面の電磁的方法による提供等の取扱いに関する規則」に定めるところにより、当該書面に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。この場合において、当該協会員は、当該書面を交付したものとみなす。</u> <u>1</u> <u>第 4 条第 2 項に定める個別取引明細書</u> <u>2</u> <u>第 4 条第 5 項第 10 号に定めるエンド取引受渡日を記載した書面</u> <u>3</u> <u>第 4 条第 5 項第 11 号に定めるエンド売買単価を記載した書面</u> <u>4</u> <u>第 4 条第 5 項第 12 号に定めるエンド売買金額を記載した書面</u> （ 新 設 ） 【第 17 条第 1 項から移動】 （ 新 設 ） 【第 17 条第 2 項から移動】 （電磁的方法による契約） 第 17 条 <u>協会員は、第 4 条第 1 項に定める基本契約書の取り交わしに代えて、当該基本契約書の取り交わしを電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法で行うことができる。この場合において、当該協会員は、当該基本契約書を取り交わしたものとみなす。</u> 2 <u>前項の定めに基づき基本契約書を取り</u>

改 正 案	現 行
【第 16 条第 3 項に移動】 付 則 この改正は、令和●年●月●日から施行する。	<u>交わした協会員は、顧客から契約内容について照会があったときは、遅滞なく、当該顧客にその契約内容を文書、口頭、電信又は電話、電子情報処理組織を使用する方法その他の方法により回答しなければならない。</u>

別紙 21

「債券等の着地取引の取扱いに関する規則」の一部改正について（案）

令和 7 年 1 月 14 日

（下線部分変更）

改 正 案	現 行
（電磁的方法による交付等） 第 10 条 協会員は、<u>本規則に定める顧客への書面の交付に代えて、「書面の電磁的方法による提供等の取扱いに関する規則」に定めるところにより、当該書面に記載すべき事項について、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）により提供することができる。</u>この場合において、当該協会員は、当該書面を交付したものとみなす。 2 <u>協会員は、本規則に定める書面による契約の締結に代えて、当該契約を電磁的方法により締結することができる。この場合において、当該協会員は、当該書面による契約を締結したものとみなす。</u> 3 <u>前項の定めに基づき契約を締結した協会員は、顧客から当該契約の内容について照会があったときは、遅滞なく、当該顧客にその契約の内容を文書、口頭、電信又は電話、電磁的方法その他の方法により回答しなければならない。</u> （ 削 る ） 【第 10 条第 2 項に移動】 （ 削 る ） 【第 10 条第 3 項に移動】	（電磁的方法による交付） 第 10 条 協会員は、<u>第 3 条第 2 項に定める個別取引明細書の交付に代えて、「書面の電磁的方法による提供等の取扱いに関する規則」に定めるところにより、当該個別取引明細書に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。この場合において、当該協会員は、当該個別取引明細書を交付したものとみなす。</u> （ 新 設 ） 【第 11 条第 1 項から移動】 （ 新 設 ） 【第 11 条第 2 項から移動】 （電磁的方法による契約等） 第 11 条 <u>協会員は、第 3 条第 1 項に定める個別取引契約書又は同条第 2 項に定める基本契約書及び合意書の取り交わしに代えて、当該契約書及び合意書の取り交わしを電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法で行うことができる。この場合において、当該協会員は、当該契約書及び合意書の取り交わしを行ったものとみなす。</u> 2 <u>前項の定めに基づき契約書及び合意書の取り交わしを行った協会員は、顧客から当該契約又は合意の内容について照会があったときは、遅滞なく、当該顧客にその契約又は合意の内容を文書、口頭、電信又は電話、電子情報処理組織を使用する方法その他の方法により回答しなければならない。</u>

改 正 案	現 行
付 則 この改正は、令和●年●月●日から施行する。	

別紙 22

「債券の空売り及び貸借取引の取扱いに関する規則」の一部改正について（案）

令和 7 年 1 月 14 日

（下線部分変更）

改 正 案	現 行
（電磁的方法による交付等） 第 16 条 協会員は、<u>本規則に定める取引相手方への書面の交付に代えて、当該書面に記載すべき事項について、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）により提供することができる。ただし、取引相手方が他の協会員以外の者である場合においては、「書面の電磁的方法による提供等の取扱いに関する規則」（以下「書面電磁的提供等規則」という。）に定めるところにより行うものとする。</u> 2 <u>前項に掲げる場合において、当該協会員は、当該書面を交付したものとみなす。</u> 3 <u>協会員は、本規則に定める書面による契約の締結に代えて、当該契約を電磁的方法により締結することができる。この場合において、当該協会員は、当該書面による契約を締結したものとみなす。</u> 4 <u>前項の定めに基づき契約を締結した協会員は、取引相手方から当該契約の内容について照会があったときは、遅滞なく、当該取引相手方にその契約の内容を文書、口頭、電信又は電話、電磁的方法その他の方法により回答しなければならない。</u> （ 削 る ） 【第 16 条第 3 項に移動】 （ 削 る ）	（電磁的方法による交付） 第 16 条 協会員は、<u>第 5 条第 2 項に定める個別取引明細書の交付に代えて、「書面の電磁的方法による提供等の取扱いに関する規則」に定めるところにより、当該個別取引明細書に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。この場合において、当該協会員は、当該個別取引明細書を交付したものとみなす。</u> （ 新 設 ） （ 新 設 ） 【第 17 条第 1 項から移動】 （ 新 設 ） 【第 17 条第 2 項から移動】 （電磁的方法による契約等） 第 17 条 協会員は、<u>第 5 条第 1 項に定める基本契約書及び同条第 2 項に定める個別取引契約書の取り交わし又は同項に定める合意書の交換に代えて、当該契約書の取り交わし又は当該合意書の交換を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法で行うことができる。この場合において、当該協会員は、当該契約書の取り交わし又は当該合意書の交換を行ったものとみなす。</u> 2 <u>前項の定めに基づき契約書の取り交わ</u>

改 正 案	現 行
【第 16 条第 4 項に移動】 付 則 この改正は、令和●年●月●日から施行する。	<u>し又は合意書の交換を行った協会員は、取引相手方から当該契約又は合意の内容について照会があったときは、遅滞なく、当該取引相手方にその契約又は合意の内容を文書、口頭、電信又は電話、電子情報処理組織を使用する方法その他の方法により回答しなければならない。</u>

別紙 23

「社債券の私募等の取扱い等に関する規則」の一部改正について（案）

令和 7 年 1 月 14 日

（下線部分変更）

改 正 案	現 行
付 則 この改正は、令和●年●月●日から施行する。 （別表 5）第 7 条第 2 項に規定する情報提供について 2. 情報提供の方法 （1）（ 現行どおり ） （2）上記（1）②から④に定める方法により情報提供する場合、当該方法により情報提供することについて、顧客から事前の同意を得る<u>又は顧客に事前に告知するものとする。</u> （3）（ 現行どおり ）	（別表 5）第 7 条第 2 項に規定する情報提供について 2. 情報提供の方法 （1）（ 省 略 ） （2）上記（1）②から④に定める方法により情報提供する場合、当該方法により情報提供することについて、顧客から事前の同意を得るものとする。<u>ただし、既に他の交付書面について電磁的方法による提供の承諾を得ている顧客に対しては、同意に代えて、当該方法により情報提供することについて事前に通知を行うこともできる。</u> （3）（ 省 略 ）

「外国証券の取引に関する規則」の一部改正について（案）

令和 7 年 1 月 14 日

（下線部分変更）

改 正 案	現 行
（契約の締結） 第 3 条 （ 現行どおり ） 6 （ 現行どおり ） 10 協会員又は外国投資信託証券の発行者は、当該協会員が顧客から保管の委託を受けた外国投資信託証券に係る決算報告書（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第 24 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する運用報告書及び投信法第 14 条第 2 項の規定による運用状況に係る情報のうち重要な事項に係る情報を記載した書面（以下「運用報告書等」という。）を含む。）その他の書類（以下「決算報告書等」という。）を、当該顧客に送付すること（法令等により顧客への送付が不要とされる場合を除く。）。 （資料の提供等） 第 6 条 （ 現行どおり ） 4 協会員は、外国証券（金商法に基づく開示が行われているものを除く。）の取引の注文を受ける場合には、顧客に対し、当該外国証券については金商法に基づく企業内容等の開示が行われていない旨を説明しなければならない。なお、約款（約款と同時に交付される付随資料を含む。）の記載又は金商法第 37 条の 3 第 1 項の規定に基づき情報を提供する際に提供する場合において、当該外国証券については金商法に基づく企業内容等の開示が行われていない旨が含まれている場合にはこの限りでない。 （取引残高通知書） 第 46 条 会員は、外国株式信用取引に係る未決済勘定がある顧客に対して、当該信用取引に関する通知書を毎月送付するものとする。ただし、顧客が他の会員である場合又は金商法第 45 条若しくは金融商品取引業等に関する内閣府令（以下	（契約の締結） 第 3 条 （ 省 略 ） 6 （ 省 略 ） 10 協会員又は外国投資信託証券の発行者は、当該協会員が顧客から保管の委託を受けた外国投資信託証券に係る決算報告書（<u>投信法第 59 条の規定において準用する同法第 14 条に規定する運用報告書及び運用報告書に記載すべき事項のうち重要なものを記載した書面（以下「運用報告書等」という。）を含む。）</u>その他の書類（以下「決算報告書等」という。）を、当該顧客に送付すること（法令等により顧客への送付が不要とされる場合を除く。）。 （資料の提供等） 第 6 条 （ 省 略 ） 4 協会員は、外国証券（金商法に基づく開示が行われているものを除く。）の取引の注文を受ける場合には、顧客に対し、当該外国証券については金商法に基づく企業内容等の開示が行われていない旨を説明しなければならない。なお、約款（約款と同時に交付される付随資料を含む。）又は<u>契約締結前交付書面（金商法第 37 条の 3 に規定する契約締結前交付書面をいう。）</u>において、当該外国証券については金商法に基づく企業内容等の開示が行われていない旨の記載がなされている場合にはこの限りでない。 （取引残高通知書） 第 46 条 会員は、外国株式信用取引に係る未決済勘定がある顧客に対して、当該信用取引に関する通知書を毎月送付するものとする。ただし、顧客が他の会員である場合又は金商法第 45 条若しくは金融商品取引業等に関する内閣府令（以下

改 正 案	現 行
「金商業等府令」という。) 第 111 条第 1 号の規定により、顧客に取引残高報告書に記載すべき事項に係る情報の提供を要しない場合については、この限りでない。 2 前項に規定する通知書には、銘柄、売付け又は買付けの別、数量、約定値段、売買成立日、最終弁済申出期限（該当がある場合に限る。）及び顧客と合意した貸借料を記載しなければならない。ただし、金商業等府令第 108 条第 7 項の規定により取引残高報告書に記載すべき事項に係る情報として同一日における同一銘柄の取引の単価の平均額を提供することができる場合には、当該通知書の約定値段として当該平均額を記載することができる。 （電磁的方法による書面の交付等） 第 48 条 協会員は、本規則に定める顧客への書面の交付等に代えて、「書面の電磁的方法による提供等の取扱いに関する規則」（以下「書面電磁的提供等規則」という。）に定めるところにより、当該書面に記載すべき事項について、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該協会員は、当該書面の交付等を行ったものとみなす。 （ 削 る ） （ 削 る ） （ 削 る ） （ 削 る ） （ 削 る ） （ 削 る ）	「金商業等府令」という。) 第 111 条第 1 号の規定により、顧客に取引残高報告書の交付を要しない場合については、この限りでない。 2 前項に規定する通知書には、銘柄、売付け又は買付けの別、数量、約定値段、売買成立日、最終弁済申出期限（該当がある場合に限る。）及び顧客と合意した貸借料を記載しなければならない。ただし、金商業等府令第 108 条第 7 項の規定により取引残高報告書に同一日における同一銘柄の取引の単価の平均額を記載することができる場合には、当該通知書の約定値段として当該平均額を記載することができる。 （電磁的方法による書面の交付等） 第 48 条 協会員は、次に掲げる書面の交付等に代えて、「書面の電磁的方法による提供等の取扱いに関する規則」（以下「書面電磁的提供等規則」という。）に定めるところにより、当該書面に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。この場合において、当該協会員は、当該書面の交付等を行ったものとみなす。 1 <u>第 3 条第 2 項に規定する外国証券取引口座に関する約款</u> 2 <u>第 6 条第 3 項に規定する外国証券の発行者から交付された通知書及び資料（第 45 条において準用する場合を含む。）</u> 3 <u>第 11 条第 4 項に規定する取引価格の算定方法等を記載した書面</u> 4 <u>第 21 条第 1 項に規定する代行業務に係る外国投資信託証券の目論見書</u> 5 <u>第 21 条第 3 項に規定する代行業務に係る外国投資信託証券の決算報告書等（運用報告書等を除く。）</u> 6 <u>第 22 条第 1 項に規定する外国投資信託証券の決算報告書等（運用報告書等を除く。）</u>

改 正 案	現 行
(削 除) (削 除) <u>2 代行協会員は、本規則に定める協会員への書面の送付に代えて、当該書面に記載すべき事項について、電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該代行協会員は、当該書面を送付したものとみなす。</u> <u>3 協会員は、本規則に定める顧客からの書面の徴求に代えて、書面電磁的提供等規則に定めるところにより、当該書面に記載すべき事項について、電磁的方法により提供を受けることができる。この場合において、当該協会員は、当該書面を徴求したものとみなす。</u> (削 除) (削 除) (削 除) 付 則 この改正は、令和●年●月●日から施行する。	<u>7 第 28 条に規定する資料等</u> <u>8 第 46 条に規定する通知書</u> (新 設) <u>2 協会員は、次に掲げる書面の徴求に代えて、書面電磁的提供等規則に定めるところにより、当該書面に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供を受けることができる。この場合において、当該協会員は、当該書面の徴求等を行ったものとみなす。</u> <u>1 第 3 条第 3 項に規定する口座設定の申込書</u> <u>2 第 3 条第 9 項に規定する書面</u> <u>3 第 32 条に規定する外国株式信用取引口座設定約諾書</u>

「海外証券先物取引等に関する規則」の一部改正について（案）

令和 7 年 1 月 14 日

（下線部分変更）

改 正 案	現 行
（電磁的方法による送付等） 第 26 条 協会員は、<u>本規則に定める顧客への書面の送付に代えて、「書面の電磁的方法による提供等の取扱いに関する規則」（以下「書面電磁的提供等規則」という。）に定めるところにより、当該書面に記載すべき事項について、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）により提供することができる。</u>この場合において、当該協会員は、当該書面を送付したものとみなす。 2 協会員は、<u>本規則に定める顧客からの書面の提出を受けることに代えて、書面電磁的提供等規則に定めるところにより、当該書面に記載すべき事項について、電磁的方法により提供を受けることができる。</u>この場合において、当該協会員は、当該書面の提出を受けたものとみなす。 （ 削 る ） （ 削 る ） 付 則 この改正は、令和●年●月●日から施行する。	（電磁的方法による送付等） 第 26 条 協会員は、<u>前条第 1 項に規定する海外証券先物取引等に関する通知書の送付に代えて、「書面の電磁的方法による提供等の取扱いに関する規則」（以下「書面電磁的提供等規則」という。）に定めるところにより、当該書面に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。</u>この場合において、当該協会員は、当該書面の送付を行ったものとみなす。 2 協会員は、<u>次に掲げる書面の提出を受けることに代えて、書面電磁的提供等規則に定めるところにより、当該書面に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供を受けることができる。</u>この場合において、当該協会員は、当該書面の提出を受けたものとみなす。 <u>1 約諾書</u> <u>2 第 8 条に規定するヘッジ勘定による管理の申出</u>

「バイナリーオプション取引に関する規則」の一部改正について（案）

令和 7 年 1 月 14 日
（下線部分変更）

改 正 案	現 行
（定義） 第 2 条 （ 現行どおり ） 1 バイナリーオプション取引 金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「金商業等府令」という。）第 123 条第 8 項に定める特定店頭オプション取引のうち、次のイからハまでのすべてに該当する取引をいう。 イ～ハ （ 現行どおり ） 2～7 （ 現行どおり ） （取引説明書の交付及び確認書の徴求） 第 12 条 協会員は、顧客（特定投資家（金商法第 2 条第 31 項に規定する特定投資家（同法第 34 条の 2 第 5 項の規定により、金商業等府令第 53 条第 1 号又は第 2 号に掲げる契約の種類について特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第 34 条の 3 第 4 項（同法第 34 条の 4 第 6 項において準用する場合を含む。）の規定により、金商業等府令第 53 条第 1 号及び第 2 号に掲げる契約の種類について特定投資家とみなされる者を含む。）をいう。）を除く。以下この条及び次条において同じ。）とバイナリーオプション取引等を行うに当たっては、前条第 1 項に規定する顧客があらかじめ理解すべき事項について記載した書面（以下「取引説明書」という。）を作成しなければならない。ただし、前条第 1 項に規定する顧客があらかじめ理解すべき事項の一部が<u>金商法第 37 条の 3 第 1 項の規定に基づき情報を提供する際に提供する内容に含まれている場合には、当該事項については取引説明書への記載を省略することができる。</u> 2 協会員は、顧客とバイナリーオプション取引等に係る契約を締結しようとするときは、当該顧客に、取引説明書（前条第 1 項に規定する顧客があらかじめ理解すべき事項の一部が<u>金商法第 37 条の 3 第</u>	第 2 条 （ 省 略 ） 1 バイナリーオプション取引 金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「金商業等府令」という。）第 123 条第 7 項に定める特定店頭オプション取引のうち、次のイからハまでのすべてに該当する取引をいう。 イ～ハ （ 省 略 ） 2～7 （ 省 略 ） （取引説明書の交付及び確認書の徴求） 第 12 条 協会員は、顧客（特定投資家（金商法第 2 条第 31 項に規定する特定投資家（同法第 34 条の 2 第 5 項の規定により、金商業等府令第 53 条第 1 号又は第 2 号に掲げる契約の種類について特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第 34 条の 3 第 4 項（同法第 34 条の 4 第 6 項において準用する場合を含む。）の規定により、金商業等府令第 53 条第 1 号及び第 2 号に掲げる契約の種類について特定投資家とみなされる者を含む。）をいう。）を除く。以下この条及び次条において同じ。）とバイナリーオプション取引等を行うに当たっては、前条第 1 項に規定する顧客があらかじめ理解すべき事項について記載した書面（以下「取引説明書」という。）を作成しなければならない。ただし、前条第 1 項に規定する顧客があらかじめ理解すべき事項の一部が<u>金商法第 37 条の 3 に規定する書面（以下「契約締結前交付書面」という。）に記載されている場合には、当該事項については取引説明書への記載を省略することができる。</u> 2 協会員は、顧客とバイナリーオプション取引等に係る契約を締結しようとするときは、当該顧客に、取引説明書（前条第 1 項に規定する顧客があらかじめ理解すべき事項の一部が<u>契約締結前交付書面</u>

改 正 案	現 行
<u>1 項の規定に基づき情報を提供する際に提供する場合</u>には、当該<u>内容</u>を含む。以下同じ。)を交付し、取引説明書の記載事項について説明しなければならない。 3 前条第1項に規定する顧客があらかじめ理解すべき事項のすべてが<u>金商法第37の3条第1項の規定に基づき情報を提供する際に提供する場合</u>には、当該<u>情報提供及び説明を行うこと</u>をもって、前2項に規定する取引説明書の作成、交付及び説明を行ったものとみなす。 4 協会員は、顧客とバイナリーオプション取引等に係る契約を締結しようとするときは、当該顧客が取引説明書（前項に規定する<u>情報提供</u>を含む。）に記載された内容を理解し、当該顧客の判断と責任において当該取引を行う旨の確認を得るため、当該顧客から当該バイナリーオプション取引等に係る確認書（以下「確認書」という。）を徴求しなければならない。 5 (現行どおり) 6 前4項の規定は、協会員が、当該バイナリーオプション取引等に係る契約の締結前1年以内に当該契約につき第2項の規定に基づき交付すべき取引説明書（第3項に規定する<u>情報提供</u>を含む。）を当該顧客に<u>交付又は第3項に規定する情報提供を行っており</u>、かつ、当該顧客から確認書を徴求している場合は、この限りでない。 (電磁的方法による交付等) 第18条 協会員は、<u>本規則に定める顧客への書面の交付に代えて、「書面の電磁的方法による提供等の取扱いに関する規則」（以下「書面電磁的提供等規則」という。）に定めるところにより、当該書面に記載すべき事項について、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）により提供することができる。</u>この場合において、当該協会員は、当該<u>書面を交付したものとみなす。</u>	<u>に記載されている場合には、当該契約締結前交付書面を含む。</u>以下同じ。)を交付し、取引説明書の記載事項について説明しなければならない。 3 前条第1項に規定する顧客があらかじめ理解すべき事項のすべてが<u>契約締結前交付書面に記載されている場合には、当該契約締結前交付書面の作成、交付及び説明を行うこと</u>をもって、前2項に規定する取引説明書の作成、交付及び説明を行ったものとみなす。 4 協会員は、顧客とバイナリーオプション取引等に係る契約を締結しようとするときは、当該顧客が取引説明書（前項に規定する<u>契約締結前交付書面</u>を含む。）に記載された内容を理解し、当該顧客の判断と責任において当該取引を行う旨の確認を得るため、当該顧客から当該バイナリーオプション取引等に係る確認書（以下「確認書」という。）を徴求しなければならない。 5 (省 略) 6 前4項の規定は、協会員が、当該バイナリーオプション取引等に係る契約の締結前1年以内に当該契約につき第2項の規定に基づき交付すべき取引説明書（第3項に規定する<u>契約締結前交付書面</u>を含む。）を当該顧客に<u>交付しており</u>、かつ、当該顧客から確認書を徴求している場合は、この限りでない。 (電磁的方法による交付等) 第18条 協会員は、<u>第12条第2項に規定する取引説明書の交付に代えて、「書面の電磁的方法による提供等の取扱いに関する規則」（以下「書面電磁的提供等規則」という。）第2条及び第3条に定めるところにより、当該取引説明書に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供を</u>することができる。この場合において、当該協会員は、当該<u>取引説明書の交付を行ったものとみなす。</u>

改 正 案	現 行
2 協会員は、<u>本規則に定める顧客からの書面の徴求に代えて、書面電磁的提供等規則に定めるところにより、当該書面に記載すべき事項について、電磁的方法により提供を受けることができる。</u>この場合において、当該協会員は、当該<u>書面</u>を徴求したものとみなす。 付 則 この改正は、令和●年●月●日から施行する。	2 協会員は第 12 条第 4 項に規定する<u>確認書</u>の徴求に代えて、書面電磁的提供等規則に定めるところにより、当該<u>確認書</u>に記載すべき事項について<u>電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法</u>により提供を受けることができる。この場合において、当該協会員は、当該<u>確認書</u>を徴求したものとみなす。

別紙 27

「金融サービス仲介業者を通じた有価証券の販売に関する規則」の一部改正について (案)

令和 7 年 1 月 14 日
(下 線 部 分 変 更)

改 正 案	現 行
(有価証券等仲介業務に係る契約の締結等) 第 4 条 (現行どおり) 1 顧客に対する情報の提供、書面の交付及び説明等に係る役割分担及び責務に関する事項 2～10 (現行どおり) (役割分担に基づく義務の履行) 第 6 条 協会員は、第 4 条に規定する契約において取り決めた役割分担に従い、自己が保有する顧客に関する情報に基づき、顧客に対する情報の提供、書面の交付及び説明等並びに不公正取引の防止に係る義務を履行するものとする。 付 則 この改正は、令和●年●月●日から施行する。	(有価証券等仲介業務に係る契約の締結等) 第 4 条 (省 略) 1 顧客に対する書面の交付、説明等に係る役割分担及び責務に関する事項 2～10 (省 略) (役割分担に基づく義務の履行) 第 6 条 協会員は、第 4 条に規定する契約において取り決めた役割分担に従い、自己が保有する顧客に関する情報に基づき、顧客に対する書面の交付、説明等及び不公正取引の防止に係る義務を履行するものとする。

『金融サービス仲介業者を通じた有価証券の販売に関する規則』に関する考え方』の一部
改正について（案）

令和 7 年 1 月 14 日

（下線部分変更）

自主規制規則		自主規制規則の考え方	
改 正 案	現 行	改 正 案	現 行
（有価証券等仲介業務に係る契約の締結等） 第 4 条 協会員は、金融サービス仲介業者と有価証券等仲介業務に係る契約を締結するときは、協会員における有価証券市場に対する責任及び金融商品取引法その他の法令諸規則等を遵守する責任を果たす観点から、当該契約において、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。ただし、金融サービス仲介業者が取り扱う商品・サービスの内容又は特性に鑑み、契約を締結する必要がないことが明らかな事項についてはこの限りでない。 1 顧客に対する情報の提供、書	（有価証券等仲介業務に係る契約の締結等） 第 4 条 （ 同 左 ）	● 契約の締結にあたっては、金融サービス仲介業者は特定の金融機関への所属を求められておらず、通常は協会員と対等な関係となること、協会員と金融サービス仲介業者では適用される法令諸規則等が異なることを踏まえ、両者においてそれぞれが担うべき役割及びその責任の範囲について明確にし、契約書においてあらかじめ合意することが考えられる。 ● 状況により対応が異なることが想定される事項については、契約書において一律に規定せずに、別に定める方法等により合意する旨を契約書に記す方法も考えられる。 ● 契約締結前交付書面、契約締結	● （ 同 左 ） ● （ 同 左 ） ● 契約締結前交付書面、契約締結

自主規制規則		自主規制規則の考え方	
改 正 案	現 行	改 正 案	現 行
面の交付及び説明等に係る役割分担及び責務に関する事項	明等に係る役割分担及び責務に関する事項	時等交付書面、目論見書その他の法令諸規則等において顧客への<u>提供、交付、説明</u>又は顧客からの受入れが義務付けられている<u>情報の提供、書面の交付、説明及び受入れ</u>（以下「<u>情報の提供等</u>」という。）を行う者並びに<u>情報の提供等</u>の記録及びその記録の連携について、あらかじめ合意することが考えられる。 ● <u>情報の提供等</u>を電磁的方法で行う場合の当該方法の種類、顧客からの承諾若しくは同意取得又は告知の方法、その他手続きに関する事項について、あらかじめ合意することが考えられる。 ● <u>情報の提供等</u>に関し、有価証券の種類等に応じて分担する役割が異なることは妨げられないが、その場合は有価証券の種類等毎に分担すべき役割を契約書に明記する、又は別途個別に役	時等交付書面、目論見書その他の法令諸規則等において顧客への<u>交付、説明</u>又は顧客からの受入れが義務付けられている<u>書面の交付、説明及び受入れ</u>（以下「<u>書面の交付等</u>」という。）を行う者並びに<u>書面の交付等</u>の記録及びその記録の連携について、あらかじめ合意することが考えられる。 ● <u>書面の交付等</u>を電磁的方法で行う場合の当該方法の種類、顧客からの承諾又は同意取得の方法、その他手続きに関する事項について、あらかじめ合意することが考えられる。 ● <u>書面の交付等</u>に関し、有価証券の種類等に応じて分担する役割が異なることは妨げられないが、その場合は有価証券の種類等毎に分担すべき役割を契約書に明記する、又は別途個別に役

自主規制規則		自主規制規則の考え方	
改 正 案	現 行	改 正 案	現 行
2～10 (現行どおり) (役割分担に基づく義務の履行) 第6条 協会員は、第4条に規定する契約において取り決めた役割分担に従い、自己が保有する顧客に関する情報に基づき、顧客に対する<u>情報の提供、書面の交付及び説明等並びに</u>不公正取引の防止に係る義務を履行するものとする。 付 則 この改正は、令和●年●月●日から施行する。	2～10 (省 略) (役割分担に基づく義務の履行) 第6条 協会員は、第4条に規定する契約において取り決めた役割分担に従い、自己が保有する顧客に関する情報に基づき、顧客に対する書面の交付、<u>説明等及び</u>不公正取引の防止に係る義務を履行するものとする。	割を取り決めることについて、あらかじめ合意することが考えられる。 ● (現行どおり) ● 金商法その他の法令諸規則等で規定する顧客属性に応じた<u>情報又は書面</u>の説明や、内部者登録カードを作成した顧客からの受発注対応等について、あらかじめ取り決めた役割分担及び協会員が保有する情報に基づき行うことが考えられる。	割を取り決めることについて、あらかじめ合意することが考えられる。 ● (省 略) ● 金商法その他の法令諸規則等で規定する顧客属性に応じた<u>書面</u>の説明や、内部者登録カードを作成した顧客からの受発注対応等について、あらかじめ取り決めた役割分担及び協会員が保有する情報に基づき行うことが考えられる。

『個人情報保護に関する指針』の解説の一部改正について（案）

令和 7 年 1 月 14 日

（下線部分変更）

自主規制規則		自主規制規則の考え方	
改 正 案	現 行	改 正 案	現 行
（データ内容の正確性の確保等） 第 10 条 協会員は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人情報データベース等への個人情報の入力時の照合・確認の手續の整備、誤り等を発見した場合の訂正等の手續きの整備、記録事項の更新、保存期間の設定等を行うことにより、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。 なお、保有する個人データを一律に又は常に最新化する必要はなく、それぞれの利用目的に応じて、その必要な範囲内で正確性・最新性を確保すれば足りる。 また、協会員は、保有する個人データについて利用する必要がなくなったとき、すなわち、利用目的が達成され当該目的との関係では当該個人データを保有する合理的な理由が存在しなくなっ	（データ内容の正確性の確保等） 第 10 条 （ 同 左 ）	（1） 「個人データを正確かつ最新の内容に保つ」方法の具体例 顧客からの届出内容を迅速かつ正確に個人情報データベース等に反映するとともに、各社の業務の態様等に応じ、例えば、次のような方法により、各社において必要な対応に努めるものとする。 ① <u>契約締結時等</u> 交付書面・取引残高報告等やホームページにおいて、顧客の氏名・住所等の変更届出手続について周知する。 ② （ 現行どおり ） （2） （ 現行どおり ）	（1） 「個人データを正確かつ最新の内容に保つ」方法の具体例 顧客からの届出内容を迅速かつ正確に個人情報データベース等に反映するとともに、各社の業務の態様等に応じ、例えば、次のような方法により、各社において必要な対応に努めるものとする。 ① <u>契約締結時交</u> 付書面・取引残高報告書等やホームページにおいて、顧客の氏名・住所等の変更届出手続について周知する。 ② （ 省 略 ） （2） （ 省 略 ）

自主規制規則		自主規制規則の考え方	
改 正 案	現 行	改 正 案	現 行
た場合や、利用目的が達成されなかったものの当該目的の前提となる事業自体が中止となった場合等は、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならない。なお、法令の定めにより保存期間等が定められている場合は、この限りではない。 付 則 この改正は、令和●年●月●日から施行する。			



日本証券業協会

Japan Securities Dealers Association

書面交付のデジタル化対応に係る自主規制規則等の 一部改正案に関するパブリックコメントの募集について

2025年1月14日

I 金商法における書面交付のデジタル対応について



1. 金融商品取引法の改正

2023年11月29日、「金融商品取引法等の一部を改正する法律」の公布（1年半以内施行）

- 顧客への情報提供に際し書面を原則としていた規定について、書面とデジタルのどちらで情報提供することも可能とするよう見直し
- 金融商品取引業等に関する内閣府令において規定されていた契約締結前交付書面の実質的説明義務の法定化

2. 関係政府令の改正

2024年10月23日、関係政府令案等のパブリックコメントの募集開始

- 電磁的方法による情報提供に際し、あらかじめ顧客に承諾を得る方法に加え、あらかじめ顧客に告知する方法を追加
- 電磁的方法の種類及び要件等については、前記を除き従前どおり

3. 日証協における対応

- ① 顧客交付書面のデジタル原則化の周知に係るリーフレット作成（※1）及び新聞広告（※2）
- ② 「顧客に対する情報の提供においてデジタル原則を選択する際の顧客周知における留意事項（ガイドライン）（暫定版）」の作成・公表（※1）
- ③ 「電磁的方法による交付に係るQ&A」の改訂
- ④ **「書面の電磁的方法による提供等の取扱いに関する規則（電磁的提供規則）」及び各規則等の改正**
- ⑤ 契約締結前交付書面の実質的説明義務に係る実務上必要な対応について金融庁と協議・調整し、関係するQ&A等を改訂

※1：2024年11月15日付通知「顧客交付書面を原則デジタル提供とする際の顧客周知について（ガイドライン・リーフレットの提供）」（日証協（企）2024第65号）

※2：2024年12月11日（水）に日本経済新聞、読売新聞に掲載。今後、法令施行1カ月前、法令施行時に各1回広告掲載予定。

Ⅱ 日証協規則におけるデジタル対応の概要（対応方針）

各規則における対応

	現行	改正方針
電磁的方法による交付・徴求・契約の対象となる各書面に関する規定	電磁的方法の対象となる書面を個別に列挙	原則として、顧客との間で交付・徴求・契約する全ての書面が電磁的方法の対象
電磁的方法による交付・徴求の方法	「電磁的提供規則」に定める旨を規定	現行どおり
電磁的方法による契約についての取扱い	顧客から契約内容に係る照会があった時は遅滞なく回答できるように態勢を整備する必要あり	現行どおり
一部の電磁的方法による交付書面の取扱い	その性質に鑑み、「電磁的提供規則」に定める方法以外の電磁的方法を認める旨を規定	現行どおり

電磁的提供規則における対応

	現行	改正方針
電磁的方法による交付・徴求の方法・要件	金商法及び政府令と同様の内容を規定 ⇒要件の一つとして、顧客の承諾を規定	改正後 の金商法及び政府令と同様の内容を規定 ⇒要件の一つとして、顧客の承諾を得る又は顧客に対し 告知 を行うことを規定

■ 有価証券の寄託の受入れ等に関する規則

改 正 案	現 行
(電磁的方法による交付等) 第18条 協会員は、本規則に定める顧客への書面の交付等に代えて、「書面の電磁的方法による提供等の取扱いに関する規則」(以下「書面電磁的提供等規則」という。)に定めるところにより、当該書面に記載すべき事項について、<u>電磁的方法</u>により提供することができる。この場合において、当該協会員は、当該書面の交付等を行ったものとみなす。	(電磁的方法による交付等) 第14条 会員は、次に掲げる書面の交付等に代えて、「書面の電磁的方法による提供等の取扱いに関する規則」(以下「書面電磁的提供等規則」という。)に定めるところにより、当該書面に記載すべき事項について、<u>電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法</u>により提供することができる。この場合において当該会員は、当該書面の交付等を行ったものとみなす。 1 第8条に規定する契約書 2 第9条第1項に規定する照合通知書 3 契約締結時交付書面 4 第9条第5項第2号に規定する契約書
2 協会員は、本規則に定める顧客からの書面の徴求等に代えて、書面電磁的提供等規則に定めるところにより、当該書面に記載すべき事項について、<u>電磁的方法</u>により提供を受けることができる。この場合において、当該協会員は、当該書面の徴求等を行ったものとみなす。	2 会員は、次に掲げる書面の徴求等に代えて、書面電磁的提供等規則に定めるところにより、当該書面に記載すべき事項について<u>電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法</u>により提供を受けることができる。この場合において当該会員は、当該書面の徴求等を行ったものとみなす。 1 第3条第3項に規定する保護預り口座設定申込書 2 第7条に規定する委任状 3 第11条第5項及び細則に規定する照合通知書に対する回答書

■ 偽造カード及び盗難カードによる不正な引出しからの顧客の保護等に関する規則

改 正 案	現 行
(電磁的方法による契約等) 第7条 会員等は、本規則に定める書面による契約の締結に代えて、当該契約を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法(以下「電磁的方法」という。)により締結することができる。この場合において、当該会員等は、当該書面による契約を締結したものとみなす。	(電磁的方法による契約等) 第7条 会員等は、第3条に定める書面による契約に代えて、当該書面による契約を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により<u>行う</u>ことができる。この場合において、当該会員等は、当該書面による契約を行ったものとみなす。
2 前項の定めに基づき契約を締結した会員等は、顧客から当該契約の内容について照会があったときは、遅滞なく、当該顧客にその契約の内容を文書、口頭、電信又は電話、<u>電磁的方法</u>その他の方法により回答しなければならない。	2 前項の定めに基づき契約を行った会員等は、顧客から当該契約の内容について照会があったときは、遅滞なく、当該顧客にその契約の内容を文書、口頭、電信又は電話、<u>電子情報処理組織を使用する方法その他の方法</u>により回答しなければならない。

■ 書面の電磁的方法による提供等の取扱いに関する規則

改 正 案

(顧客の承諾等)

第5条 協会員は、書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供しようとするとき又は提供を受けようとするときは、次に掲げる要件のいずれかを満たすものとする。

1 あらかじめ、顧客に対し、次に掲げる事項を示し、本協会の規則に定める書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供すること又は提供を受けることについて、書面、当該協会員の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は第4条第2号に掲げる方法による承諾を得ること

イ 本協会の規則に定める書面に記載すべき事項を、第2条又は第4条に規定する電磁的方法により提供し又は提供を受ける旨

ロ 第2条又は第4条に掲げる方法のうち協会員が使用するもの

ハ ファイルへの記録の方式

2 あらかじめ、顧客に対し、次に掲げる事項を告知すること

イ 本協会の規則に定める書面に記載すべき事項を、第2条又は第4条に規定する電磁的方法により提供し又は提供を受ける旨

ロ 第2条又は第4条に掲げる方法のうち協会員が使用するもの

ハ ファイルへの記録の方式

ニ 当該協会員に対し、当該顧客が当該書面の交付又は受入れを請求することができる旨

2 協会員は、顧客から前項第1号の規定による承諾を得た場合であっても、当該顧客から、当該書面の交付又は受入れの請求があったときは、当該顧客に対し、当該書面を交付し又は受け入れなければならない。

3 協会員は、顧客に対し第1項第2号の規定による告知を行った場合であっても、当該顧客から、同号ニに規定する請求があったときは、当該顧客に対し、当該書面を交付し又は受け入れなければならない。

現 行

(顧客の承諾)

第5条 協会員は、書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供しようとするとき又は提供を受けようとするときは、あらかじめ、顧客に対し、その用いる電磁的方法について次に掲げる事項を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

1 第2条又は第4条に掲げる方法のうち協会員が使用するもの

2 ファイルへの記録の方式

(承諾の撤回等)

第6条 前条の規定による承諾を得た協会員は、書面又は電磁的方法により、当該顧客から、電磁的方法による提供を受けない又は行わない旨の申出があったときは、当該顧客に対し、書面に記載すべき事項を電磁的方法によって提供すること又は提供を受けることはできない。ただし、当該顧客が再び前条の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

Ⅳ 改正の対象となる規則

【協会員における顧客管理、内部管理等】

改正の対象となる規則と主な改正箇所

書面の電磁的方法による提供等の取扱いに関する規則

- 規則上の書面の電磁的方法による授受を行うための要件として、顧客の承諾を得ることのほか、顧客に対し告知を行うことを追加する【5条】

協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則

- 電磁的提供規則に基づき交付及び徴求できる書面について、対象書面を個別に列挙しているところ、全ての書面を対象とするよう改正【29条】
 - 注意喚起文書の交付【6条】
 - 確認書の徴求【8条】
- 投資信託等のトータルリターンのお知らせを書面の交付以外の方法で行う場合において、顧客の同意を得ることのほか、顧客に対し告知を行うことを追加する【別表】

有価証券の寄託の受入れ等に関する規則

- 電磁的提供規則に基づき交付及び徴求できる書面並びに電磁的方法により締結できる契約について、対象書面を個別に列挙しているところ、全ての書面を対象とするよう改正【旧14条、旧15条、旧18条→新18条】
 - 消費寄託契約を証する書面の交付【8条】、照合通知書による報告【9条】、デリバティブ取引の条件を記載した契約書の取り交わし【9条】（いずれも準用される場合を含む）
 - 保護預り口座設定申込書の提出【3条】、常任代理業務の事務の委任を証する書面の徴求【7条】、照合通知書に対する回答書の徴求【11条】（いずれも準用される場合を含む）
 - 消費寄託契約の締結【8条】（準用される場合を含む）

「有価証券の寄託の受入れ等に関する規則」に関する細則

- 電磁的提供規則に基づき徴求できる書面について、対象書面を個別に列挙しているところ、全ての書面を対象とするよう改正【旧3条→新5条】
 - 念書の徴求【2条】

偽造カード及び盗難カードによる不正な引出しからの顧客の保護等に関する規則

- 電磁的方法により締結できる契約について、対象書面を個別に列挙しているところ、全ての書面を対象とするよう改正【7条】
 - カード交付時の契約【3条】

商品関連市場デリバティブ取引等の自主規制規則の適用に関する規則

- 「有価証券の寄託の受入れ等に関する規則」の一部改正による条ズレ対応【4条】

【株式関係】

改正の対象となる規則と主な改正箇所

店頭有価証券に関する規則

- 電磁的提供規則に基づき交付及び徴求できる書面について、対象書面を個別に列挙しているところ、全ての書面を対象とするよう改正【17条】
 - 証券情報等説明書の交付【7条】
 - 確約書の徴求【4条の2】、店頭取扱有価証券の取引に関する確認書の徴求【6条】、上場有価証券の発行会社が発行した店頭取扱有価証券の取引に関する確認書の徴求【7条】

店頭有価証券等の特定投資家に対する投資勧誘等に関する規則

- 電磁的提供規則に基づき交付及び徴求できる書面並びに電磁的方法により締結できる契約について、対象書面を個別に列挙しているところ、全ての書面を対象とするよう改正【17条】
 - 取引開始時の説明書の交付【10条】、個別銘柄に係る説明書の交付【11条】
 - 取引開始時の確認書の徴求【10条】
 - 発行会社との契約【4条】
- ※特定証券情報の提供等【6条】、発行者情報の提供等【7条】については、法令で提供方法が定められている書面であることから、従前どおり「電磁的提供規則」の定めによる電磁的提供等の規定の対象とはしないこととする。

株式投資型クラウドファンディング業務に関する規則

- 電磁的提供規則に基づき交付及び徴求できる書面並びに電磁的方法により締結できる契約について、対象書面を個別に列挙しているところ、全ての書面を対象とするよう改正【28条】
 - 必要事項を記載した書面の交付【11条】
 - 株式投資型クラウドファンディング業務による店頭有価証券の取得に関する確認書の徴求【11条】
 - 発行者との反社会的勢力排除のための契約【5条】、発行者との定期的な情報提供に係る契約【16条】

株主コミュニティに関する規則

- 電磁的提供規則に基づき交付及び徴求できる書面並びに電磁的方法により締結できる契約について、対象書面を個別に列挙しているところ、全ての書面を対象とするよう改正【31条】
 - 必要事項を記載した書面の交付【10条】
 - 株主コミュニティ銘柄の店頭取引に関する確認書の徴求【10条】
 - 発行者との反社会的勢力排除のための契約【6条】

【株式関係（続き）】

改正の対象となる規則と主な改正箇所

上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則

- 電磁的提供規則に基づき受入れができる書面について、対象書面を個別に列挙しているところ、全ての書面を対象とするよう改正【6条の9→20条】
 - PTS信用取引に係る合意書の受入れ【6条の9】

株式累積投資及び株式ミニ投資の取扱いに関する規則

- 電磁的提供規則に基づき交付できる書面について、対象書面を個別に列挙しているところ、全ての書面を対象とするよう改正【3条→19条】
 - 株式累積投資約款及び株式ミニ投資約款の交付【3条】

株券等の貸借取引の取扱いに関する規則

- 電磁的提供規則に基づき交付及び徴求できる書面並びに電磁的方法により締結できる契約について、対象書面を個別に列挙しているところ、全ての書面を対象とするよう改正【5条、6条→18条】
 - 個別取引明細書の交付【5条】
 - 株券等貸借取引無担保確認書の徴求【6条】
 - 株券等貸借取引に関する基本契約書の取り交わし、個別取引契約書の取り交わし、有価証券借用証書の差入れ及び受入れ、株券等貸借取引に関する基本契約書に係る合意書の取り交わし【5条】

協会員におけるプレ・ヒアリングの適正な取扱いに関する規則

- 電磁的方法により締結できる契約について、対象書面を個別に列挙しているところ、全ての書面を対象とするよう改正【12条】
 - プレ・ヒアリングの調査対象者等の取引制限や守秘義務を含む契約【4条、5条】
- 相手方が顧客ではないことから、「電磁的提供規則」の定めによらず電磁的方法による通知を行うことができるよう規定を改正【12条】
 - 調査対象者等への契約内容の事後通知【4条】

仲介目的のブロックトレードの取扱いに関する規則

- 相手方が顧客ではないことから、「電磁的提供規則」の定めによらず電磁的方法による差入れ等を行うことができるよう規定を改正【5条】
 - 株券等の売り主に対する株券等の買い集め後に直ちに転売する旨を約す書面の差入れ等【3条】

【債券関係】

改正の対象となる規則と主な改正箇所

公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則

- 電磁的提供規則に基づき交付できる書面について、対象書面を個別に列挙しているところ、全ての書面を対象とするよう改正【21条】
 - 取引価格の算定方法等の概要を説明した書面の交付【12条】、取引所取引と店頭取引との相違点を説明した書面の交付【15条】

選択権付債券売買取引の取扱いに関する規則

- 電磁的提供規則に基づき交付及び徴求できる書面並びに電磁的方法により締結できる契約について、対象書面を個別に列挙しているところ、全ての書面を対象とするよう改正【29条、30条】
 - 選択権付債券売買取引に関する基本契約書に係る個別取引明細書の交付【6条】、選択権料の受領書の交付【10条】、選択権付債券売買取引権利行使明細書の交付【11条】、選択権付債券売買取引相殺明細書【12条】、取引の概要等の説明書の交付【22条】
 - 選択権付債券売買取引に関する確認書の徴求【22条】
 - 選択権付売買取引に関する基本契約書の締結、選択権付債券売買取引に関する基本契約書に係る個別取引契約書の締結、選択権付債券売買取引に関する基本契約書に係る合意書の取り交わし【6条】、選択権付債券売買取引権利行使確認書の取り交わし【11条】、選択権付債券売買取引相殺確認書の取り交わし【12条】

債券等の条件付売買取引の取扱いに関する規則

- 電磁的提供規則に基づき交付できる書面及び電磁的方法により締結できる契約について、対象書面を個別に列挙しているところ、全ての書面を対象とするよう改正【16条、17条】
 - 個別取引明細書の交付、エンド取引受渡日を記載した書面の交付、エンド売買単価を記載した書面の交付、エンド売買金額を記載した書面の交付【4条】
 - 基本契約書の取り交わし【4条】

債券等の着地取引の取扱いに関する規則

- 電磁的提供規則に基づき交付できる書面及び電磁的方法により締結できる契約について、対象書面を個別に列挙しているところ、全ての書面を対象とするよう改正【10条、11条】
 - 着地取引に関する基本契約書に係る個別取引明細書の交付【3条】
 - 債券等の着地取引に関する個別取引契約書の取り交わし、債券等の着地取引に関する基本契約書の取り交わし、債券等の着地取引に関する基本契約書に係る合意書の取り交わし【3条】

【債券関係（つづき）】

改正の対象となる規則と主な改正箇所

債券の空売り及び貸借取引の取扱いに関する規則

- 電磁的提供規則に基づき交付できる書面及び電磁的方法により締結できる契約について、対象書面を個別に列挙しているところ、全ての書面を対象とするよう改正【16条、17条】
 - 個別取引明細書の交付【5条】
 - 基本契約書の取り交わし、個別取引契約書の取り交わし、個別取引契約書の省略に係る合意書の取り交わし【5条】

社債券の私募等の取扱い等に関する規則

- 顧客に対する情報提供を書面の送付以外の方法で行う場合において、顧客の承諾を得ることのほか、顧客に対し告知を行うことを追加する【別表5】

Ⅳ 改正の対象となる規則

【外国商品・取引関係】

改正の対象となる規則と主な改正箇所

外国証券の取引に関する規則

- 電磁的提供規則に基づき交付及び徴求できる書面について、対象書面を個別に列挙しているところ、全ての書面を対象とするよう改正【48条】
 - 外国証券取引口座に関する約款の交付【3条】、外国証券の発行者から交付された通知書及び資料の交付【6条】（準用される場合を含む）、取引価格の算定方法等の概要を説明した書面の交付【11条】、外国投資信託証券の決算報告書等の送付【22条】、資料等の提供【28条】、信用取引に関する通知書の送付【46条】
 - 口座設定の申込書の受入れ、外国証券の公開買付けに対する売付約諾書の提出【3条】、外国株式信用取引口座設定約諾書の受入れ【32条】
- 相手方が顧客ではないことから、「電磁的提供規則」の定めによらず電磁的方法による送付を行うことができるよう規定を改正【48条】
 - 外国投資信託証券を顧客に販売しようとする協会員への外国投資信託証券に関する目論見書の送付、外国投資信託証券を顧客に販売した協会員への外国投資信託証券に関する決算報告書等の送付【21条】

海外証券先物取引等に関する規則

- 電磁的提供規則に基づき交付及び徴求できる書面について、対象書面を個別に列挙しているところ、全ての書面を対象とするよう改正【26条】
 - 海外証券先物取引等に関する通知書の送付【25条】
 - 海外証券先物取引等の口座設定に関する約諾書の提出【4条】、ヘッジ勘定による管理の申出【8条】

【デリバティブ関係】

改正の対象となる規則と主な改正箇所

バイナリーオプション取引に関する規則

- 電磁的提供規則に基づき交付及び徴求できる書面について、対象書面を個別に列挙しているところ、全ての書面を対象とするよう改正【18条】
 - 取引説明書の交付【12条】
 - バイナリーオプション取引等に係る確認書の徴求【12条】

V その他法令改正を踏まえた対応

1. 禁止行為の整備

- 現行、従業員等に係る禁止行為として「協会員等から顧客に交付するために預託された書類を遅滞なく当該顧客に交付しないこと」が規定されている【従業員規則第7条第13号、仲介業者規則第24条第13号】

電磁的提供による情報提供の方法のうち、書類に記載すべき事項を記録したUSBやCD-R等の媒体の交付による方法を用いる場合において、従業員等が協会員等から預託された書類に記載すべき事項を記録した媒体を遅滞なく顧客に交付しないことについて、禁止行為として規定する

協会員の従業員に関する規則（案）

（禁止行為）

第7条 協会員は、その従業員が金商法及び関係法令において金融商品取引業者の使用人の禁止行為として規定されている行為（登録金融機関の使用人に準用されているものを含む。）のほか、次の各号に掲げる行為を行うことのないようにしなければならない。

- 13 所属協会員から顧客に交付するために預託された業務に関する書類又は当該書類に記載すべき事項を記録した媒体（特定業務会員にあっては特定業務に係るものに、特別会員にあっては登録金融機関業務に係るものに限る。）を遅滞なく、当該顧客に交付しないこと。

金融商品仲介業者に関する規則（案）

（禁止行為）

第24条 協会員は、個人金融商品仲介業者又は金融商品仲介業者の外務員が、次の各号に掲げる行為を行うことのないようにしなければならない。

- 13 所属する金融商品仲介業者又は所属協会員から顧客に交付するために預託された金融商品仲介業に関する書類又は当該書類に記載すべき事項を記録した媒体を遅滞なく、当該顧客に交付しないこと。

2. その他法令改正を踏まえた所要の整備

- 今般の法令改正による条番号等のズレや用語の変更等に伴い、以下の規則等について所要の改正を行う。
 - 金融サービス仲介業者を通じた有価証券の販売に関する規則
 - 「金融サービス仲介業者を通じた有価証券の販売に関する規則」に関する考え方
 - 「個人情報の保護に関する指針」の解説

VI 今後のスケジュール

時期	内容
2025年 ～1月上旬	自主規制企画分科会（1月9日）・エクイティ分科会・公社債分科会・金融商品分科会 －各分科会の所管規則改正案に係るパブリックコメントの募集について審議
1月14日	自主規制会議 －規則改正案に係るパブリックコメントの募集について審議 パブリックコメントの募集開始
～2月12日	パブリックコメント締切
3月上旬	自主規制企画分科会（3月13日）・エクイティ分科会・公社債分科会・金融商品分科会 －各分科会の所管規則改正案について審議※
3月18日	自主規制会議 －規則改正案について審議※
～5月	令和5年金商法改正の施行日である「公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日」に合わせて規則を施行

※ パブリックコメントにおいて、規則改正案の内容に変更を要する意見がなかった場合などは、各分科会及び自主規制会議において改めての審議は行わず、各委員長及び議長の一任により規則改正を行う。